

社会保障審議会日本年金機構評価部会（第2回）

平成21年12月21日（月）9時30分～

於：厚生労働省専用第18～20会議室（17F）

議 事 次 第

1. 開会

2. 議事

（1）日本年金機構中期目標について

（2）日本年金機構の役員報酬等について

（3）その他

3. 閉会

社会保障審議会日本年金機構評価部会(第2回)配布資料一覧

資料 1-1 公的年金業務の取組状況について(概要)

資料 1-2 公的年金業務の取組状況について

資料 2 日本年金機構中期目標案(諮問書)

資料 3 日本年金機構の役員報酬等について

参考資料 1 社会保険庁の人事評価制度の概要

参考資料 2 日本年金機構設立委員会委員長談話

参考資料 3 日本年金機構お客様へのお約束10か条

参考資料 4 日本年金機構の副理事長となるべき者及び理事となるべき者の指名について

公的年金業務の取組状況について（概要）

事項	主な取組状況
1. 年金記録問題への対応	<p>○ 年金記録問題への対応を「国家プロジェクト」と位置付け、その早期解決に向け、各種の取組を推進。</p> <p>○ 平成21年10月、「年金記録回復委員会」を設置。 〔主な検討事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 約5,000万件の未統合記録などの実態解明 ・ 受給者・加入者へのアプローチ方法とその照会への対応策の検討 ・ 「画像データ検索システム」を活用した約8.5億件の紙台帳の突合せ ・ 救済の迅速化や救済範囲の拡大に向けた検討 ・ 社会保険庁における記録回復、年金支給等の処理体制の検証 等 <p>○ 「ねんきん特別便」の確認作業や未統合記録の実態解明など、年金記録問題への取組状況を週次で公表。 〔主なデータ(21年12月17日現在、速報値)〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 約5,000万件の未統合記録の18年6月以降の統合数 1,339万件 ・ 再裁定申出の業務センターへの進達 平均処理期間0.5か月 ・ 再裁定 平均処理期間2.5か月 ・ 時効特例給付 平均処理期間2.7か月 ・ コールセンター(ねんきん特別便(定期便)専用ダイヤル)応答率 94.1%

事項	主な取組状況
2. 国民年金の適用、保険料等収納事務	<p>○ 国民年金の被保険者の種別変更などの適正な届出の促進や職権による適用を推進。</p> <p>〔主なデータ(20年度)〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者数 3,044万人(第1号 2,001万人、第3号 1,044万人) ・ 資格取得届 677万件(第1号 540万件、第3号 137万件) <p>○ 国民年金保険料について、未納者の特性に応じたきめ細やかな収納対策の充実強化、納めやすい環境の整備、納付意識の徹底等を実施。</p> <p>〔主なデータ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現年度納付率(20年度) 62.1%(対前年度比▲1.9ポイント) ・ 最終納付率(18年度分) 70.8%(現年度から+4.5ポイントの伸び)
3. 厚生年金保険等の適用、保険料等収納事務	<p>○ 雇用保険の適用事業所情報、新規設立法人情報や関係機関からの情報等により未適用事業所を把握し、加入指導を実施。</p> <p>また、適用事業所における被保険者の適用漏れ・誤り等を防止するため、適用事業所に対する調査・指導を実施。</p> <p>○ 保険料徴収対策として、納期内納入の励行指導、滞納事業所に対する速やかな納付督促、滞納処分の早期着手等を実施。</p> <p>〔主なデータ(20年度)〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適用すべき事業所数 184万か所 ・ 未適用事業所数 10万か所 (参考)総務省の推計値:約63万～約70万か所 ・ 適用事業所数 174万か所 ・ 適用率 94.4% ・ 滞納事業所数 15万か所 ※21年5月末 ・ 収納率 98.4%

事項	主な取組状況
4. 給付事務	<p>○ 年金給付の請求書を受け付けてから年金が決定され、年金証書が請求者の方々に届くまでの所要日数を「サービススタンダード」として設定し、迅速化に取り組んでいるところ。</p> <p>〔主なデータ(19年度)〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金受給権者数 約3,480万人 ・ 新規の年金受給権者数 約261万人 ・ サービススタンダードの達成状況(20年度) <ul style="list-style-type: none"> ①老齢基礎年金、老齢厚生年金、遺族基礎年金、遺族厚生年金 (2か月と設定) 達成率72%～84%(1件当たりの平均所要日数48日～56日) ※加入状況の再確認を要しない場合(1か月と設定) 達成率44%～53%(同39日～41日) ②障害基礎年金(3か月と設定) 達成率82%(同74日) ③障害厚生年金(3か月半と設定) 達成率31%(同131日)
5. 相談、情報提供等	<p>○ 社会保険事務所(312か所)、年金相談センター(51か所)、ねんきんダイヤル(3か所)、社会保険業務センター中央年金相談室において、来訪、出張、電話、文書による年金相談を実施。</p> <p>○ インターネットを活用した年金個人情報の提供などを実施。</p> <p>〔主なデータ(20年度)〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金相談件数 2,940万件 ・ 年金個人情報提供サービス(ユーザID・パスワード方式)発行件数 148万件(累計) ・ 「ねんきんダイヤル」応答率 21.1%(総呼数1,626万件、応答呼数343万件) ※21年度(4～10月):42.4%(総呼数503万件、応答呼数213万件)

事項	主な取組状況
6. 国民の声を反映させる取組	<p>○ 国民の皆様の視点に立ったサービスを展開する観点から、厚生労働省全体の取組として「国民の皆様の声募集」を行っているほか、社会保険庁独自の取組として、「社会保険庁長官へのメール・手紙」「国民の声対応報告制度」「お客様満足度アンケート」「社会保険事務所の窓口サービス実態」などを実施。</p> <p>〔主なデータ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民の皆様の声募集（社会保険庁関係） 約2.5千件※10月23日～12月10日受付分 ・ 社会保険庁長官へのメール受付件数（20年度） 約6千件 ・ 社会保険庁長官への手紙受付件数（20年度） 約3百件 ・ 国民の声対応票受付件数（20年度） 約4千件 ・ お客様満足度アンケート結果（「やや満足」以上の評価） ※21年2月実施分 年金相談窓口84.7%、年金相談以外の窓口82.2% ・ 窓口サービス実態調査結果（「やや満足」以上の評価） ※21年3月実施分 年金相談窓口70.2%、年金相談以外の窓口46.8%
7. 電子申請の推進	<p>○ 「オンライン利用拡大行動計画」（20年9月IT戦略本部決定）等の政府全体の取組に基づき、電子申請を推進。</p> <p>具体的には、社会保険労務士の提出代行時における署名手続きの簡略化、添付書類の一部省略、磁気媒体を活用した電子申請の実現、e-Govシステムにおける社会保険関係手続きの仕様公開などに取り組んでいるところ。</p> <p>〔主なデータ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記行動計画における電子申請推進の重点手続き 政府全体71手続き うち社会保険・労働保険 21手続き ・ 社会保険関係の主要手続きにおける実績（20年度。申請件数が多いもの） <ol style="list-style-type: none"> ①厚生年金保険等賞与支払届 60% ②厚生年金保険等報酬月額算定基礎届 46% ③年金受給権者現況届 86% <p>（注1）①及び②については磁気媒体による申請を含む。 （注2）③については、住民基本台帳ネットワークの活用によるものである。</p>

事項	主な取組状況
<p>8. 業務運営の効率化、公正性・透明性の確保</p>	<p>○ 定型的業務の外部委託や市場化テストによる外部委託の拡大、業務の広域的な集約化等により、業務運営の効率化を推進。</p> <p>○ 調達案件について、競争入札・企画競争の原則化、審査の厳格化、第三者による監視委員会の設置等の取組を推進。</p> <p>○ 「法令遵守委員会」の設置、弁護士による外部窓口の設置、監察機能の強化などコンプライアンス確保の取組を推進。</p> <p>○ 人事・人材育成について、事務所長等幹部職員の広域異動、民間人材の活用、人事評価制度の導入、職員研修の充実などを実施。</p> <p>〔主なデータ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市場化テスト(国民年金保険料収納事業)の実施事務所数 19年10月95か所→20年10月185か所→21年10月312か所 ・ 競争入札割合(20年度) 62%

公的年金業務の取組状況について

1. 年金記録問題への対応について	・・・1
2. 国民年金の適用、保険料等収納事務について	・・・10
3. 厚生年金保険等の適用、保険料等収納事務について	・・・18
4. 給付事務について	・・・21
5. 相談、情報提供等について	・・・23
6. 国民の声を反映させる取組について	・・・26
7. 電子申請の推進について	・・・32
8. 業務運営の効率化、公正性・透明性の確保について	・・・34

年金記録回復委員会について

1. 趣旨

年金記録問題に対応して、国民が記録を回復し、正しい記録に基づく公的年金を受給できるようにするための方策及び関連する事項について国民の視点から検討し、厚生労働大臣及び社会保険庁長官に助言するため、厚生労働省に、年金記録回復委員会を設置。

(注) 1月以降「社会保険庁長官」を「日本年金機構理事長」に改める。

2. 委員

磯村 元史 (函館大学客員教授)

稲毛 由佳 (社会保険労務士・ジャーナリスト)

岩瀬 達哉 (ジャーナリスト)

梅村 直 (社会保険労務士)

金田 修 (全国社会保険労務士会連合会会長)

駒村 康平 (慶應義塾大学教授)

斎藤 聖美 (ジェイ・ボンド東短証券株式会社代表取締役社長)

廣瀬 幸一 (社会保険労務士)

三木 雄信 (ジャパン・フラッグシップ・プロジェクト株式会社代表取締役社長)

(五十音順、敬称略)

3. 主な検討事項

- ・ 約5,000万件の未統合記録などの実態解明
- ・ 受給者・加入者へのアプローチ方法とその照会への対応策の検討
- ・ 「画像データ検索システム」を活用した約8.5億件の紙台帳の突合せ
- ・ 救済の迅速化や救済範囲の拡大に向けた検討
- ・ 社会保険庁における記録回復、年金支給等の処理体制の検証

等

年金記録問題への取組の状況について(平成21年12月17日現在、速報値)

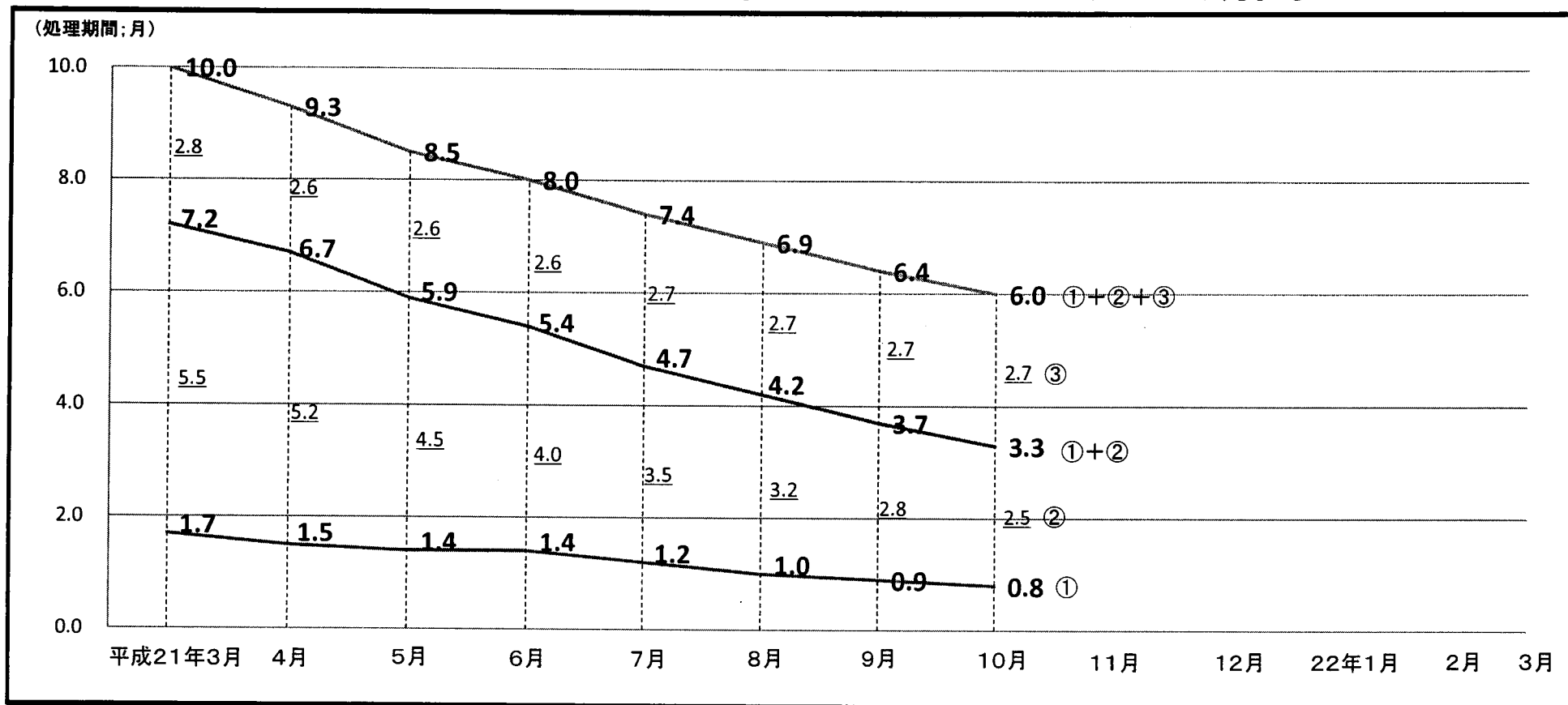
項目	細項目	直近数値	集計時点	前回比	前回集計時点	備考
1 ねんきん特別便 (本年3月までに受け付けた「訂正あり」回答のうち「調査中」件数) (本年4月以降に受け付けた「訂正あり」回答のうち「調査中」件数) (未回答)	地方庁分	19万件	21年12月4日 (累計)	-5万件	21年11月27日	
	業務センター分(※2)	69万件		-7万件		
	地方庁分	28万件		0万件	21年10月末	
	業務センター分(※2)	17万件		0万件	21年11月27日	
	受給者分	512万件		-1万件	回答は3,171万件。	
	加入者分	2,100万件		-2万件		
2 5000万件的未統合記録	18年6月以降の統合数(全体)	1,339万件	21年12月4日 (累計)	+8万件	21年11月27日	未統合記録数(5,095万件と統合数の差)は、3,756万件。
	厚年/国年	1,077件/262万件		+7万件/+1万件		
	男/女	611万件/728万件		+3万件/+5万件		
	60歳以上/未満(18年6月時点の年齢)	342万件/967万件		+2万件/+6万件		
3 再裁定申出の業務センターへの進達	平均処理期間	0.5か月	21年12月4日	0.0か月	21年11月27日	
	進達に至っていない申出件数	2.6万件		0.0万件		
4 再裁定	平均処理期間	2.5か月	21年10月末 (11月13日支払分)	-0.3か月	21年9月末	再裁定及び時効特例給付の処理を経て、年金の支払いを行うのは毎月15日に固定されており、平均処理期間は月単位でのみ変化するため、月次集計とする。
	未処理件数	17.4万件		-5.4万件		
5 時効特例給付	平均処理期間	2.7か月	21年10月末 (11月13日支払分)	0.0か月	21年9月末	
	未処理件数	27.8万件		+0.7万件		
6 記録訂正による年金額(年額)の増額(※3)	件数	11.3千件	21年11月第3週分	10.5千件	21年11月第2週分	(20年5月以降の累計) 88万件 482億円
	年金増額の総額(概算値)	5.3億円		5.2億円		
7 コールセンター	応答率	94.1%	21年12月第1週分	94.6%	21年11月第4週分	
	応答呼数/総呼数	4.5万件/4.8万件		5.1万件/5.3万件		
8 社会保険事務所の窓口相談	相談窓口の待ち時間(13時時点)が1時間を超える社会保険事務所数(全国312事務所)	30日(月):1事務所 1日(火):2事務所 2日(水):2事務所 3日(木):1事務所 4日(金):2事務所	21年12月第1週分	24日(火):2事務所 25日(水):0事務所 26日(木):1事務所 27日(金):3事務所	21年11月第4週分	
9 標準報酬等の遡及訂正事案	社会保険事務所段階における記録訂正事案数	644件	21年12月4日 (累計)	+7件	21年11月27日	
	うち2万件の戸別訪問対象事案数	512件		+2件		

(※1) 速報値のため、今後修正があり得る。

(※2) 共済照会分を除く。

(※3) 年金記録を訂正する場合に、受給者に交付する年金見込額の試算結果による。年金額(年額)増額は、過去に遡及して一時金として支給する額ではない。
1件当たりの年金額(年額)増額は平均4.7万円、65歳の平均余命(平成20年簡易生命表)は男:18.6年、女:23.6年。

記録回復後の年金を受給⁵できるまでの処理期間



- ①+②+③ ①再裁定の申出受付から社会保険業務センターへの進達 [社会保険事務所]
- ①+② ②再裁定の支給(5年以内分) [社会保険業務センター]
- ① ③時効特例分の支給 [社会保険業務センター]

社会保険業務センター	21年3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月							
	再裁定の処理件数の推移	19.1万件	19.1万件	19.0万件	19.0万件	18.1万件	16.6万件	14.0万件
(1日当たりの平均処理件数の推移)	(9.1千件)	(9.1千件)	(10.6千件)	(8.6千件/日)	(8.2千件/日)	(7.9千件/日)	(7.4千件/日)	(6.8千件/日)
再裁定の未処理件数の推移	70.4万件	61.7万件	53.6万件	44.2万件	35.5万件	28.8万件	22.8万件	17.4万件

※1 再裁定と時効特例の処理期間については、平均的には上記のとおりであるが、システム上で処理可能なものと手作業での処理が必要なものがあり、個別の案件によっては、更に長くかかるものがある。

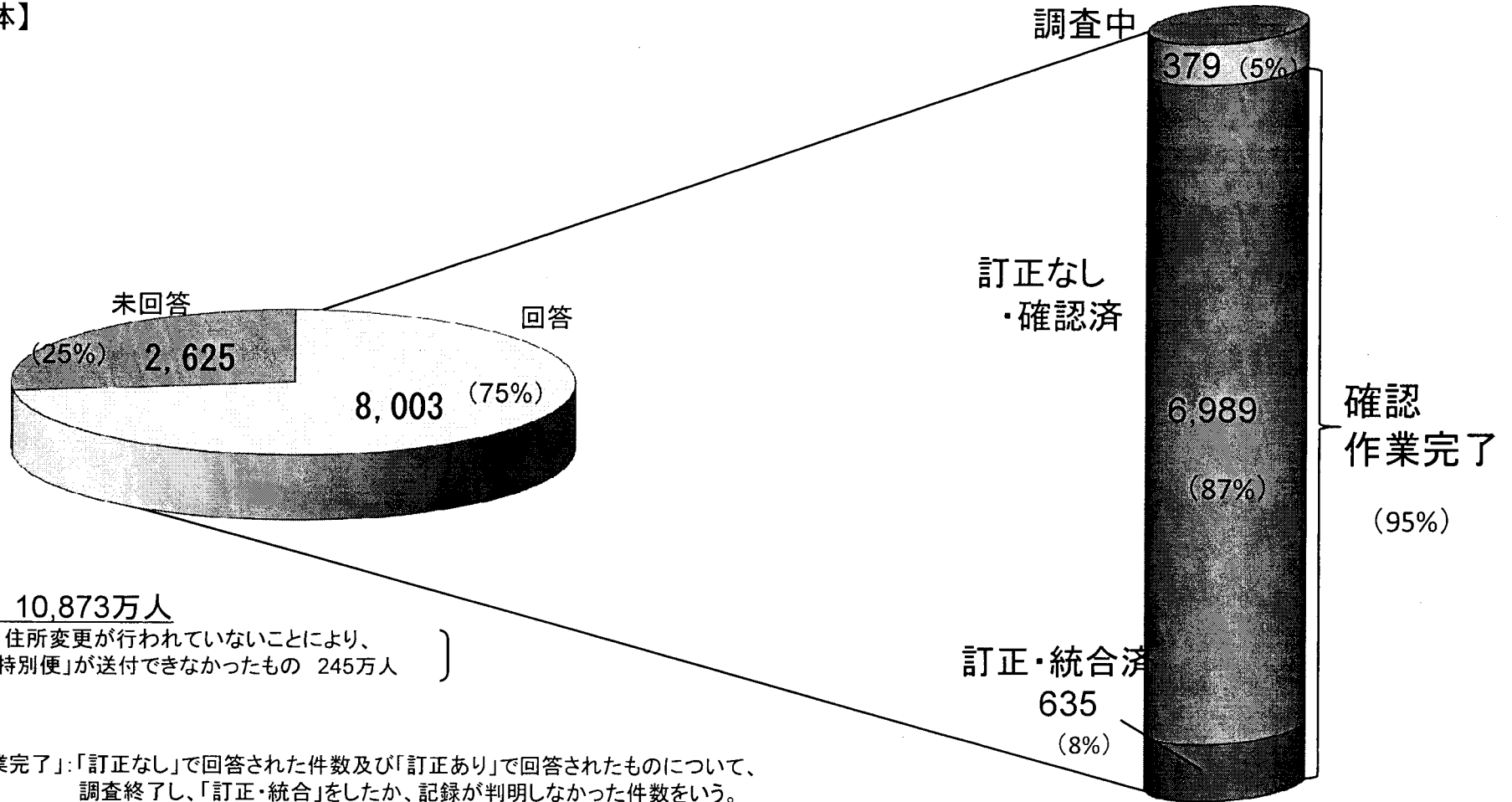
※2 10月分の処理期間は速報値。

「ねんきん特別便」

(21年11月24日 年金業務・社会保険庁監視等委員会提出資料)

- 平成19年12月からこれまでに全ての受給者・加入者約1億9百万人に送付し、国民の皆様にご記録を確認いただき、このうち約8,003万人(21年10月末現在)から回答をいただき、このうち、約95%の方(約7,624万人)の年金記録の確認作業が終了した。

【全体】



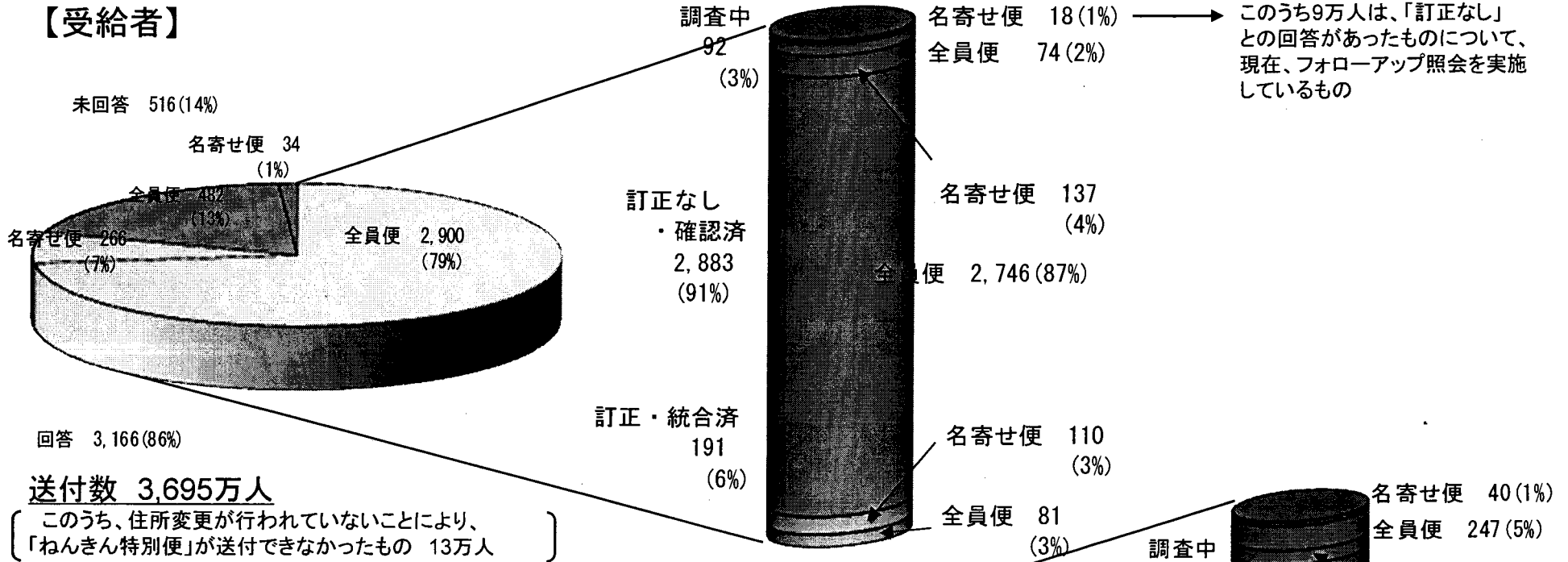
送付数 10,873万人

このうち、住所変更が行われていないことにより、「ねんきん特別便」が送付できなかったもの 245万人

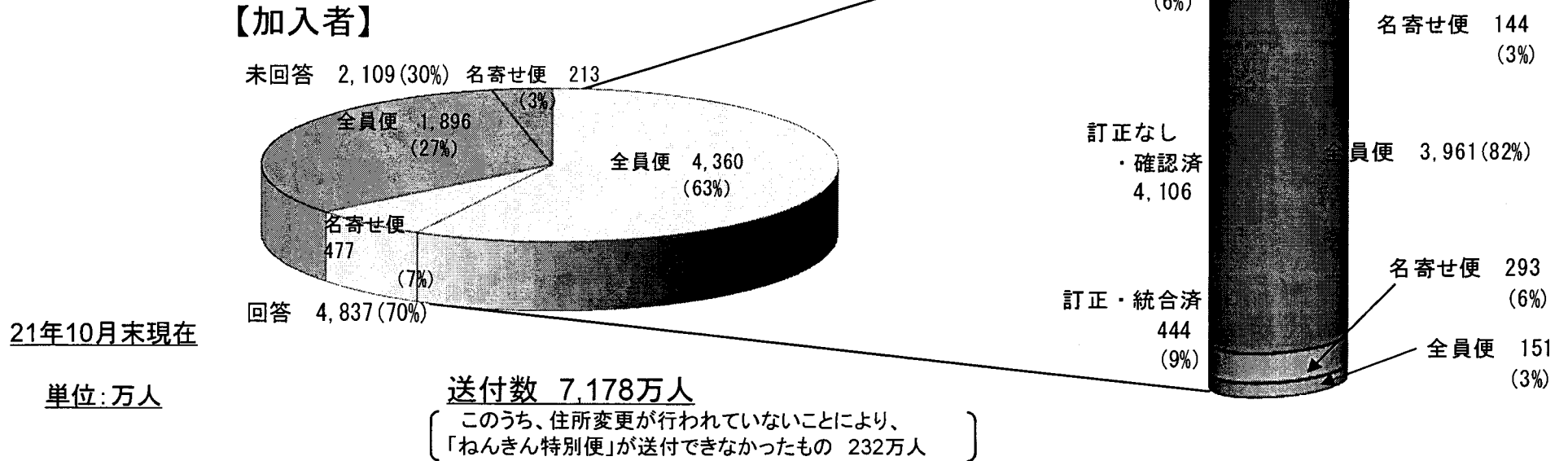
※「確認作業完了」: 「訂正なし」で回答された件数及び「訂正あり」で回答されたものについて、調査終了し、「訂正・統合」をしたか、記録が判明しなかった件数をいう。

単位: 万人

【受給者】



【加入者】



21年10月末現在

単位:万人

未統合記録の解明

(21年10月16日 年金業務・社会保険庁監視等委員会提出資料)

- 「ねんきん特別便」による記録確認の取組と並行して、未統合記録の内容に応じた様々な方法による解明作業に計画的に取り組む。
- 18年6月に5,095万件あった未統合の記録のうち、既に統合済みの記録は1,257万件に増加、今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録は1,028万件まで減少。

【未統合記録の統合・解明状況について】

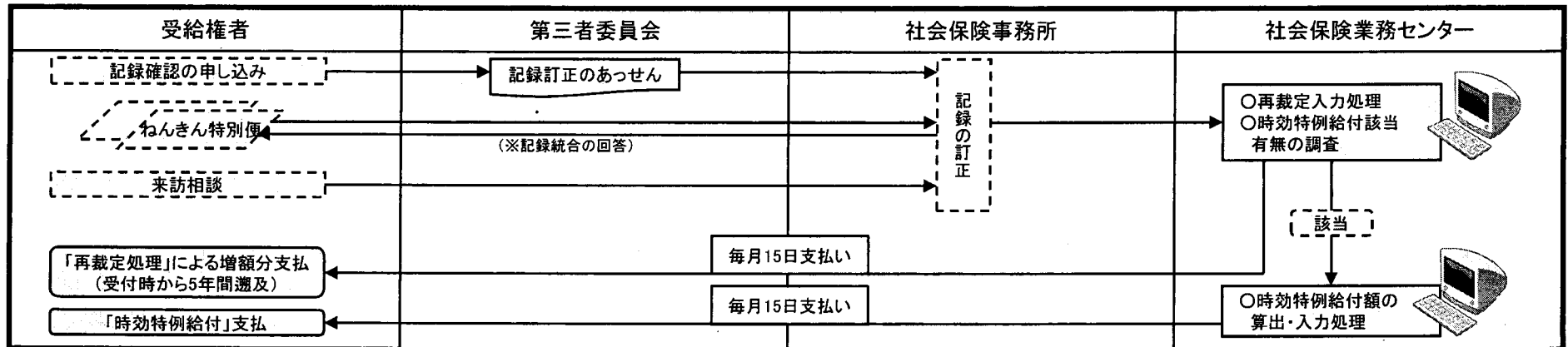
(19年12月)		(21年9月)
・基礎年金番号に統合済みの記録 310万件	→	1257万件
・その他一定の解明がなされた記録(死亡・脱退手当金受領等) 1240万件	→	1603万件
・名寄せにより特別便を送付した記録 1100万件	→	654万件
・解明作業が進展中の記録(住基ネット調査、旧姓による調査等)	→	553万件
・今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録 2445万件	→	1028万件
計 5095万件		計 5095万件

再裁定処理体制の強化 (21年11月24日 年金業務・社会保険庁監視等委員会提出資料)

これまでの取組

- 「ねんきん特別便」による記録の統合などにより、再裁定の申出が増加していることにより、再裁定の処理に要する期間が長めになっているため、再裁定に必要な複雑な事務処理に精通した職員の集中配置、再裁定処理システムの機能を強化する等体制を強化。

【『記録の訂正(追加・統合)』に伴う裁定の変更(再裁定)処理及び時効特例給付支給までの事務処理の流れ】



現在の状況

- 21年3月末時点で、全体としては、進達されてから支払いまでに、6か月程度を要していたところ。任期付き職員等の処理能力の向上、社保事務局からの支援の充実、再裁定処理システムの機能強化により、本年8月には、処理期間が3ヶ月程度に短縮された。

【再裁定の処理件数及び処理体制】

	(20年12月)	(21年4月)	(21年9月)
処理件数	8万件/月	19万件/月	14万件/月
処理体制	280人	486人	475人
支払までの期間	7ヶ月程度	6ヶ月程度	3ヶ月程度

※ 本年夏にかけては、再裁定処理の複雑な事案を重点的に処理しているため、処理件数が若干減少している。

標準報酬・資格喪失の遡及訂正事案

(21年11月24日 年金業務・社会保険庁監視等委員会提出資料)

事案の概要

- 年金記録確認第三者委員会によるあっせん事案の中に、標準報酬月額等を遡及訂正したものが存在しており、社会保険事務所の当時の事務処理の合理性が疑われるものがある。
- このため、第三者委員会によるあっせん事案など17事案の調査を行ったところ、社会保険庁の職員の関与が考えられる事案が1件確認された。(20年9月9日公表)

これまでの取組み

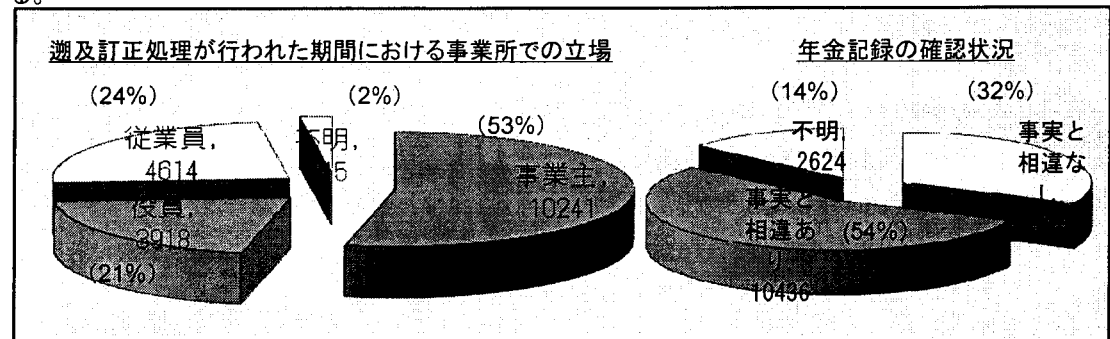
- 不適正な処理の可能性がある記録(約6.9万件)のうち厚生年金の受給者(約2万件)について、20年10月16日から、戸別訪問を開始し、本年3月末までに概ね終了。

(参考) 不適正な処理の可能性がある記録(約6.9万件)は次の3条件のすべてに該当。

- ① 標準報酬月額の引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。
- ② 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- ③ 6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

※戸別訪問の実施状況(平成21年7月1日公表)
訪問件数 19,188件(21年3月31日までの訪問実施分)

* 事務所職員の関与を窺わせるような内容の回答をされた方 1,335件(7.0%)
うち、具体性のある内容の回答をされた方 211件(1.1%)



- 19年12月から20年10月までにすべての年金受給者・加入者に「ねんきん特別便」を送付するとともに、加入者については21年4月から標準報酬等の情報を含む「ねんきん定期便」を順次送付することを通じて、標準報酬や資格喪失日の記録を本人に確認していただき、被害者救済を進めている。

- 従業員であった方の事案であって、本人が保有する給与明細書等や雇用保険の記録等により勤務や給与の実態が確認できる場合や、前記3条件全てに該当する約6.9万件について事業主等や社会保険事務所への調査により事実と反する処理が行われたと認められる場合については、第三者委員会に送付することなく、社会保険事務所において記録訂正(職権訂正)を行うこととした。

※ 社会保険事務所における記録訂正の状況(21年10月30日現在) 580件
(うち、約2万件の戸別訪問の対象者 495件^(*))

* 約2万件の戸別訪問において、従業員事案で「記録が事実と相違あり」かつ「記録訂正の意思あり」との回答があった件数: 1,535件
(21年3月31日までの訪問実施分)

- 社会保険事務所段階で職権訂正を行った事案等について、同一事業所に同一時期に勤務していた被保険者であって、同様の遡及訂正が行われている「同僚被保険者」が確認できた場合は、本人に確認のうえ、従業員事案であるものについて、包括的に職権訂正を行うこととした。

* 21年7月31日までに社会保険事務所段階で職権訂正を行った事案については、「同僚被保険者」として約4,700件が把握されており、こうした事案について今後さらに社会保険事務所から本人に対して文書による連絡を行うこと等を通じて確認作業を行い、記録訂正を進める。

- 約2万件の戸別訪問において事務所職員の関与を窺わせるような内容の回答があった事案について、職員の関与に関する調査を順次実施。

今後の対応

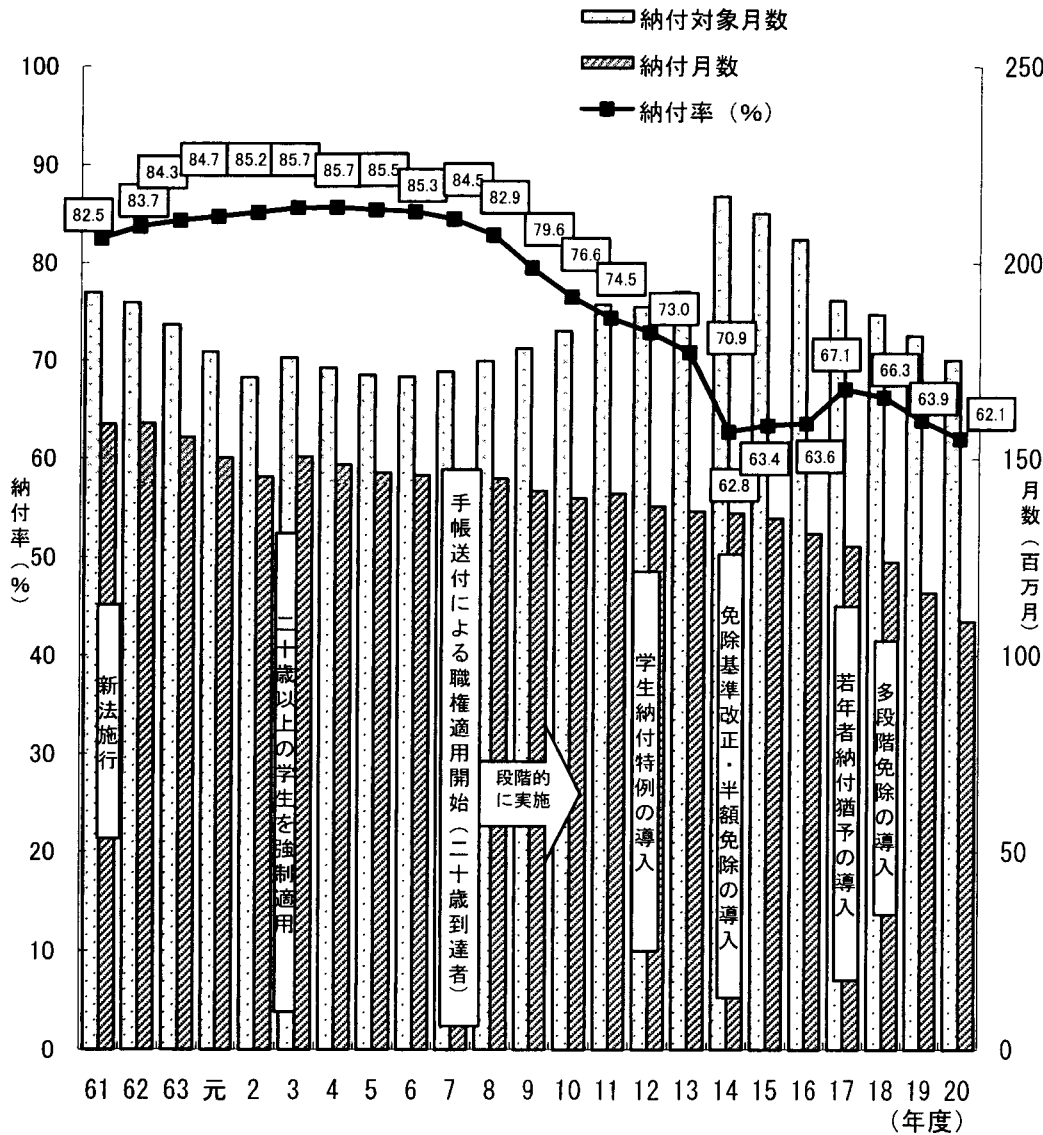
- 21年4月から送付している「ねんきん定期便」^(※)や21年12月に送付を開始する厚生年金受給者等への標準報酬月額等のお知らせ「厚生年金加入記録のお知らせ(受給者等)」^(※)などを通じて、本人による記録確認を進めるとともに、前記3条件のそれぞれに該当する記録や資格喪失日の遡及訂正処理についてのサンプル調査等を行う。

(※)前記3条件のいずれかに該当する方(延べ約144万件)については、注意喚起を行う文書を同封(約2万件の戸別訪問の対象者を除く。)

- こうした取組みを通じて、さらに社会保険事務所段階での職権訂正や「同僚被保険者」への確認作業等に取り組み、被害者救済を進める。

国民年金保険料の納付状況

平成20年度の国民年金保険料の納付率等について



①平成20年度の現年度納付率は、**62.1%**
(対前年度比△1.9ポイント)

②平成18年度の最終納付率は、**70.8%**
(平成19年度末と比較して+1.7ポイント)
(平成20年度末時点)

$$\text{※ 現年度納付率 (\%)} = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

「納付対象月数」とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。）であり、「納付月数」は、そのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

※ 上記最終納付率は、18年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。）に対し、時効前（納期から2年以内）までに納付した月数の割合。

納付率の推移

※時効前（納期から2年以内）までに納付した者の割合は約7割。

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
15年度分保険料	63.4%	65.6%	67.4%			
16年度分保険料		63.6%	66.3%	68.2%		
17年度分保険料			67.1%	70.7%	72.4%	
18年度分保険料				66.3%	69.0%	70.8%
19年度分保険料					63.9%	66.7%
20年度分保険料						62.1%

収納対策のスキーム（概念図）

納めやすい環境づくりの整備

- 口座振替の推進
- 口座振替割引制度の導入 (H17.4~)
(口座振替率)
18年度末 19年度末 20年度末
40% → 40% → 38%
642万人 599万人 562万人
- 任意加入者の口座振替の原則化 (H20.4~)
- コンビニ納付の導入 (H16.2~)
(利用状況)
18年度 19年度 20年度
749万件 → 874万件 → 966万件
- インターネット納付の導入 (H16.4~)
(利用状況)
18年度 19年度 20年度
24万件 → 31万件 → 38万件
- クレジットカード納付の導入 (H20.2~)
(利用者数)
19年度 20年度
2万人 → 9万人
- 税申告時の社会保険料控除証明書の添付義務化 (H17.11~)

未納者

市町村からの所得情報(平成21年5月末現在、全市町村の99%より提供)

強制徴収対象

納付督促対象

免除等対象

納付督促の実施

催告状(手紙)
H18年度 1,914万件
H19年度 897万件
H20年度 818万件

電話
H18年度 742万件
H19年度 915万件
H20年度 1,483万件

戸別訪問(面談)
H18年度 1,634万件
H19年度 1,455万件
H20年度 1,103万件

※上記件数には、市場化テスト分を含んでいる。

強制徴収の実施 ⇒ 不公平感の解消と波及効果

	18年度	19年度	20年度
最終催告状	310,551件	40,727件	16,350件
納付等	102,335件	38,760件	4,899件
財産差押	11,910件	11,387件	5,534件

・最終催告状は当該年度に着手し、発行した件数
・納付等、財産差押の件数は、平成21年3月末現在

質の向上・効率化 ⇒ 効率化により強制徴収へ要員をシフト

- 電話納付督促の外部委託 (H17.4~数値目標設定)
- 面談による納付督促に成果主義を導入 (H17.10~)
- 市場化テストによる外部委託 (H17.10~要求水準設定)
(実施対象事務所数) (督促件数)
H18年度 35か所 255万件
H19年度 95か所 621万件
H20年度 185か所 1,669万件

免除等の周知・勧奨 ⇒ 社会保険事務所単位での行動計画の策定・進捗管理 (H16.10~)

免除や学生納付特例(学生間の保険料納付を猶予し、後で納付できる仕組み)を周知・勧奨し、年金受給権の確保と年金額の増額を図る。

- ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知 (H16.10~)
- 若年者納付猶予制度の導入 (H17.4~)
- 免除基準の緩和・免除の遡及承認 (H17.4~)
- 申請免除の簡素化 (①継続意思確認H17.7~、②申請免除手続きの簡素化H21.10~)
- 学生納付特例の申請手続の簡素化 (H20.4~)

事業主との連携
事業主からの制度等の周知及び保険料納付の勧奨等に関する協力 (H19年度~)

国民健康保険(市町村)との連携
未納者に対する短期の国民健康保険被保険者証の交付等 (H20.4~)

社会保険制度内の連携
保険医療機関等・介護サービス事業者・社会保険労務士に対し、関係団体から納付勧奨 (H20.4~)、長期未納者の場合は指定等を行わない (H21.4~)

広報・年金教育等

- 年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安を払拭
- 学生等に対し年金制度の意義等に関する理解を促進
- ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供

国民年金保険料収納対策

平成20年度以降、年金記録問題への対応を最優先とする状況下で、職員等による納付督促等の取組が十分に実施できなかった。

国民年金保険料の収納業務については、平成17年度以降、市場化テストの導入による実施事務所の拡大に伴い、国民年金推進員に係る経費は減少している。

○ 保険料を納めやすい環境づくり

- ・ 口座振替の周知チラシ、返信用封筒を同封した口座振替申請書を被保険者に配布すると共に、市町村や金融機関の窓口を設置し、口座振替の利用促進を図る。
また、前納制度を活用した口座割引制度の導入（平成17年4月～）
- ・ 被保険者の利便性の向上の観点から、クレジットカードによる保険料納付を可能とする。（平成20年2月～）
- ・ 被保険者の利便性の向上の観点から、コンビニエンスストアにて保険料納付を可能とする。（平成16年2月～）
- ・ 被保険者の利便性の向上の観点から、インターネットバンキングによる保険料納付を可能とする。（平成16年4月～）

○ 行動計画に基づく納付督促の実施

- ・ 国民年金保険料の新規・短期未納者に対する戸別訪問による国民年金制度の周知、各種届出の指導及び相談、国民年金保険料の納付督促及び収納、国民年金保険料の口座振替の促進等を行う国民年金推進員を設置する。
なお、平成21年10月より市場化テストを実施している事務所については廃止

している。

- ・ 国民年金保険料が未納となった被保険者に対し、国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）・納付書の送付による納付督促を実施する。
なお、市場化テストの実施対象事務所の拡大に伴い、実施件数が減となっている。
- ・ 催告状を送付しても国民年金保険料が未納となっている者に対し、電話による納付督促を実施する。
なお、市場化テストの実施対象事務所の拡大に伴い、実施件数が減となっている。
- ・ 長期末納者等に対して、職員が戸別訪問による納付督促を行い、制度周知を図って保険料の自主納付を促す。
なお、市場化テストの実施対象事務所の拡大に伴い、実施件数が減となっている。
- ・ 国民年金保険料収納業務については、民間ノウハウを活用した効果的な納付督促を実施する。
平成19年10月より95ヶ所を実施、平成20年10月より90ヶ所追加した。
平成21年10月より残りの127ヶ所において、免除勧奨業務を追加して、全ての社会保険事務所で実施する。

○ 所得情報を活用した強制徴収の拡大

- ・ 度重なる納付督促にも応じない国民年金保険料の未納者に対して、最終催告状を送付して納付督促を行い、それでもなお保険料を納付しない者に対しては、差押を含めた滞納処分を実施する。

○ 免除等制度の周知等の実施

- ・ 全額申請免除等を承認された被保険者から事前に申出があった場合には、翌年度以降所得要件を満たせば申請書の提出を省略できる仕組の導入（平成18年8月～）
- ・ 市町村から提供された所得情報を活用して、免除等に該当すると思われる被保険

- 者に対し、ターンアラウンド方式による申請を導入（平成21年9月実施）
- 全額及び半額の申請免除に加え、1/4免除及び3/4免除を導入し、負担能力に応じたきめ細やかな免除制度を導入する。（平成18年7月～）
 - 大学等が、学生である被保険者の委託を受けて、学生納付特例に係る申請を代行する仕組みを導入する。（平成20年4月～）
 - 大学生等の最初の申請の際に卒業予定年月日を把握することで当該年月までの間、ターンアラウンド方式による申請を導入する。（平成20年4月～）
 - 雇用保険受給者初回説明会や初回認定日における年金相談窓口の設置を含め、免除制度の周知及び免除申請書等がハローワークで受理できる体制の整備
(平成16年10月～)

国民年金保険料¹⁵の収納対策の概要

(単位:億円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
保険料を納めやすい環境づくり	6.3	5.0	11.5	8.0
口座振替の利用促進	4.1	3.7	3.7	3.6
クレジットカード等による保険料納付の促進	2.2	1.3	7.8	4.4
行動計画に基づく納付督促の着実な実施	141.9	131.4	106.8	94.0
国民年金推進員による戸別訪問の実施	79.8	72.4	55.1	28.3
催告状の発送	22.0	18.3	6.4	2.7
電話納付督促の実施	13.4	9.4	4.7	1.7
職員による戸別訪問の実施	14.4	9.0	5.7	1.9
国民年金保険料の納付督促業務の委託(市場化テスト)	12.3	22.3	35.0	59.4
所得情報を活用した強制徴収の拡大	2.5	3.7	5.3	5.3
免除等制度の周知等の実施	1.3	4.0	4.9	4.8
合 計	152.0	144.1	128.5	112.1

現年度 納付率	66.3%	63.9%	62.1%	—
最終納付率	(平成16年度分) 68.2%	(平成17年度分) 72.4%	(平成18年度分) 70.8%	(平成19年度分) —

公的年金の受給者を対象とした所得税の年末調整を行うとした場合の課題等について

I. 現状

社会保険庁（日本年金機構）は所得税法上、公的年金の支払者として源泉徴収義務が課せられており、同庁が支給する国民年金（基礎年金）及び厚生年金について、源泉徴収を実施。

この際、所得税法上の

- ・ 年初までに提出された約 700 万件の扶養親族等申告書に基づく各種控除（配偶者控除、扶養控除等）
- ・ 公的年金等から特別徴収された各種社会保険料（市町村が徴収する介護保険料、国民健康保険料（税）及び長寿医療保険料）分の控除を行っている。

II. 給与所得者に関する年末調整

給与所得者に関しては、給与の支払者（＝会社）が、給与の支払の都度、扶養控除等申告書に基づく各種控除や、給与から控除される社会保険料に係る控除を適用した上で、源泉所得税を控除している（公的年金についての取扱いと同様）。

所得税法第 190 条の規定により「給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者（確定した給与等の金額が二千万円以下）」については、給与等支払者（＝会社）が、その年最後に給与の支払いをする際に、給与所得者の各人ごとに、給与を支払う都度源泉徴収をした所得税の合計額（※）と、その年中の給与の支給総額について納付すべき税額とを比較して過不足額の精算を行うこととされている。

(※) 税額の計算にあたっては、源泉徴収税額の計算上は反映していなかった以下の事情も考慮。

- その年中の扶養親族や控除対象配偶者の異動
- 給与から控除されていない社会保険料（国民年金保険料等）や生命保険料等
- 配偶者特別控除の対象となる者の年間給与額

このように、所得税法上、年末調整の対象者は、給与所得者である必要がある。

⇒ 公的年金は所得税法上、雑所得であり、現行の所得税法上では、社会保険庁（日本年金機構）が年末調整を行うことができる仕組みにはなっていない。

Ⅲ. 実施する場合の課題

- 社会保険庁（日本年金機構）が年末調整を実施することとした場合、現在の扶養親族等申告書に基づく各種控除と社会保険料控除に加え、生命保険料など保険料控除申告書や控除証明書の提出をいただく必要があるが、これには、会社と異なり、日本全国に居住する最大約3,000万人の年金受給者を対象とする必要があることから、相当の人員体制やシステムの構築が必要と見込まれる。
- サラリーマンでも、雑所得がある者の場合は、確定申告する必要があるように、仮に、社会保険庁（日本年金機構）で把握している限りの範囲で年末調整をしたとしても、年金受給者に国民年金や厚生年金以外の共済年金や企業年金（厚生年金基金の受給者数：約260万人）がある場合には、確定申告を行う必要がでてくる。これを確定申告しなくてもよいようにするためには、社会保険庁（日本年金機構）が公的年金受給者のあらゆる所得を把握しておく必要があるが、これが可能だとしても、相当の準備期間を必要とする。

厚生年金保険の適用事業所数、未適用事業所数及び保険料収納率

	20年度末					19年度末					18年度末				
	適用すべき事業所の計 ③(①+②)	適用事業所数 ①	未適用事業所数 ②	適用率 ①÷③	収納率	適用すべき事業所の計 ③(①+②)	適用事業所数 ①	未適用事業所数 ②	適用率 ①÷③	収納率	適用すべき事業所の計 ③(①+②)	適用事業所数 ①	未適用事業所数 ②	適用率 ①÷③	収納率
1 北海道	86,521	77,337	9,184	89.4%	97.7%	86,657	77,061	9,596	88.9%	98.0%	87,664	76,109	11,555	86.8%	98.1%
2 青森	17,270	14,781	2,489	85.6%	96.6%	17,374	14,727	2,647	84.8%	96.3%	17,822	14,734	3,088	82.7%	96.3%
3 岩手	17,766	16,359	1,407	92.1%	98.2%	17,640	16,302	1,338	92.4%	98.7%	17,539	16,208	1,331	92.4%	98.8%
4 宮城	33,505	28,686	4,819	85.6%	97.8%	32,930	28,264	4,666	85.8%	98.5%	33,439	27,852	5,587	83.3%	98.8%
5 秋田	15,837	14,252	1,585	90.0%	99.3%	15,701	14,227	1,474	90.6%	99.4%	15,659	14,147	1,512	90.3%	99.5%
6 山形	17,711	16,452	1,259	92.9%	98.6%	17,479	16,429	1,050	94.0%	98.7%	17,256	16,232	1,024	94.1%	98.7%
7 福島	32,037	28,464	3,573	88.8%	97.6%	31,810	28,401	3,409	89.3%	98.0%	31,627	28,182	3,445	89.1%	98.0%
8 茨城	26,298	24,540	1,758	93.3%	98.1%	25,431	24,040	1,391	94.5%	98.3%	24,438	23,415	1,023	95.8%	98.4%
9 栃木	23,844	21,828	2,016	91.5%	97.7%	24,709	21,547	3,162	87.2%	98.1%	23,957	21,069	2,888	87.9%	98.2%
10 群馬	29,334	25,441	3,893	86.7%	99.1%	29,810	25,185	4,625	84.5%	99.3%	31,038	24,913	6,125	80.3%	99.2%
11 埼玉	58,384	55,568	2,816	95.2%	97.3%	57,116	54,032	3,084	94.6%	97.8%	56,053	52,278	3,775	93.3%	97.8%
12 千葉	49,868	42,982	6,886	86.2%	98.0%	49,686	41,575	8,111	83.7%	98.3%	41,533	39,962	1,571	96.2%	98.3%
13 東京	287,870	281,424	6,446	97.8%	99.0%	276,012	274,002	2,010	99.3%	99.3%	269,168	264,678	4,490	98.3%	99.4%
14 神奈川	76,677	74,958	1,719	97.8%	98.6%	74,296	72,719	1,577	97.9%	99.0%	71,627	69,951	1,676	97.7%	99.1%
15 新潟	37,959	36,026	1,933	94.9%	99.0%	37,686	36,195	1,491	96.0%	99.1%	37,689	36,206	1,483	96.1%	99.2%
16 富山	18,671	17,260	1,411	92.4%	98.6%	18,579	17,302	1,277	93.1%	98.7%	18,178	17,256	922	94.9%	98.5%
17 石川	20,798	18,787	2,011	90.3%	98.4%	20,948	18,989	1,959	90.6%	98.6%	19,921	18,792	1,129	94.3%	98.4%
18 福井	15,404	14,939	465	97.0%	99.0%	15,421	14,925	496	96.8%	99.4%	15,554	14,930	624	96.0%	99.5%
19 山梨	13,668	12,569	1,099	92.0%	98.1%	13,871	12,471	1,400	89.9%	98.6%	13,508	12,337	1,171	91.3%	98.8%
20 長野	35,258	32,726	2,532	92.8%	99.1%	35,159	32,696	2,463	93.0%	99.3%	35,139	32,393	2,746	92.2%	99.4%
21 岐阜	30,537	26,858	3,679	88.0%	98.0%	29,684	26,763	2,921	90.2%	98.4%	28,122	26,526	1,596	94.3%	98.6%
22 静岡	56,869	52,492	4,377	92.3%	98.4%	57,208	52,277	4,931	91.4%	98.7%	56,016	51,877	4,139	92.6%	98.8%
23 愛知	103,132	99,984	3,148	96.9%	98.8%	102,054	98,448	3,606	96.5%	99.0%	100,487	96,431	4,056	96.0%	99.0%
24 三重	24,388	23,316	1,072	95.6%	97.6%	23,713	22,814	899	96.2%	98.0%	23,097	22,255	842	96.4%	98.1%
25 滋賀	17,117	15,797	1,320	92.3%	98.9%	16,759	15,458	1,301	92.2%	99.3%	16,114	15,068	1,046	93.5%	99.4%
26 京都	40,818	40,122	696	98.3%	98.4%	40,222	39,523	699	98.3%	98.7%	39,408	38,587	821	97.9%	98.6%
27 大阪	152,734	148,642	4,092	97.3%	97.8%	149,919	146,145	3,774	97.5%	97.9%	146,991	142,383	4,608	96.9%	97.9%
28 兵庫	68,591	65,772	2,819	95.9%	98.1%	67,377	64,718	2,659	96.1%	98.3%	66,195	63,297	2,898	95.6%	98.2%
29 奈良	14,664	13,993	671	95.4%	97.9%	14,671	14,004	667	95.5%	98.3%	14,185	13,673	512	96.4%	98.2%
30 和歌山	13,886	13,527	359	97.4%	97.9%	14,357	13,472	885	93.8%	98.0%	13,641	13,402	239	98.2%	98.0%
31 鳥取	9,498	8,882	616	93.5%	97.6%	9,477	8,917	560	94.1%	97.6%	9,212	8,961	251	97.3%	97.5%
32 島根	12,716	12,485	231	98.2%	97.4%	12,623	12,458	165	98.7%	97.2%	12,700	12,486	214	98.3%	96.9%
33 岡山	33,522	31,836	1,686	95.0%	97.6%	33,608	31,696	1,912	94.3%	98.0%	32,575	31,288	1,287	96.0%	97.9%
34 広島	47,043	45,020	2,023	95.7%	96.9%	46,635	44,713	1,922	95.9%	97.2%	45,735	44,169	1,566	96.6%	96.8%
35 山口	21,301	19,821	1,480	93.1%	98.1%	21,360	19,802	1,558	92.7%	98.2%	21,423	19,727	1,696	92.1%	98.3%
36 徳島	14,618	14,171	447	96.9%	97.1%	14,560	14,201	359	97.5%	97.4%	14,429	14,123	306	97.9%	97.4%
37 香川	16,916	16,356	560	96.7%	98.5%	16,546	16,150	396	97.6%	98.8%	16,378	15,982	396	97.6%	98.9%
38 愛媛	23,783	22,103	1,680	92.9%	98.1%	23,954	22,029	1,925	92.0%	98.2%	23,264	21,759	1,505	93.5%	98.2%
39 高知	12,122	11,752	370	96.9%	97.1%	12,014	11,678	336	97.2%	97.4%	12,090	11,776	314	97.4%	97.2%
40 福岡	76,653	73,956	2,697	96.5%	97.9%	74,030	72,500	1,530	97.9%	98.2%	73,607	70,824	2,783	96.2%	98.1%
41 佐賀	11,748	11,257	491	95.8%	96.8%	11,577	11,157	420	96.4%	97.4%	11,549	11,201	348	97.0%	97.4%
42 長崎	22,009	19,940	2,069	90.6%	96.7%	21,771	19,947	1,824	91.6%	97.4%	21,997	19,837	2,160	90.2%	97.8%
43 熊本	26,216	23,169	3,047	88.4%	97.7%	26,780	23,100	3,680	86.3%	98.1%	25,009	22,788	2,221	91.1%	98.1%
44 大分	19,337	17,910	1,427	92.6%	96.7%	18,916	17,797	1,119	94.1%	97.3%	18,497	17,497	1,000	94.6%	97.5%
45 宮崎	16,586	15,529	1,057	93.6%	97.9%	16,510	15,490	1,020	93.8%	98.1%	16,322	15,271	1,051	93.6%	98.1%
46 鹿児島	25,220	24,006	1,214	95.2%	97.6%	25,360	23,900	1,460	94.2%	97.8%	25,478	23,692	1,786	93.0%	97.9%
47 沖縄	16,109	15,491	618	96.2%	99.0%	16,060	15,344	716	95.5%	99.1%	15,452	14,831	621	96.0%	99.2%
合計	1,842,813	1,739,566	103,247	94.4%	98.4%	1,816,060	1,715,590	100,470	94.5%	98.7%	1,778,782	1,681,355	97,427	94.5%	98.7%

未適用事業所数について

(社会保険庁が把握している未適用事業所数)

- 雇用保険の適用事業所データ、新設法人データ、国土交通省の情報提供等を用いて、加入勧奨及び加入指導を行う等により、個別具体的に確認・把握している実数値

(未適用事業所数)

- ・平成20年度 103,247事業所
- ・平成19年度 100,470事業所
- ・平成18年度 97,427事業所

(総務省が推計する未適用事業所数)

- 適用漏れのおそれのある事業所数として、一定の推計方法に基づき算出した数値
(平成18年9月15日総務省勧告)

(推計の方法)

- ① 労災保険、雇用保険の未適用事業所数の推計値(50~60万)の6割を未適用と推計
<約30.7~36.8万事業所>
 - ② 雇用保険に加入しながら厚生年金に加入していないと疑われる事業所数
<約32.7万事業所>
※ 社会保険庁における14、16、17年の雇用保険の突合リストから未適用事業所数を推計
- ①と②合算した推計値
<約63万~約70万事業所>

事業所規模別滞納事業所数の推移(18年度末～20年度末)

	18年度末(平成19年5月31日時点)						19年度末(平成20年5月31日時点)						20年度末(平成21年5月31日時点)					
	全喪	5人未満	5～19人	20～49人	50人以上	計	全喪	5人未満	5～19人	20～49人	50人以上	計	全喪	5人未満	5～19人	20～49人	50人以上	計
滞納事業所数	23,475	55,792	23,603	3,856	1,344	108,070	23,993	68,211	25,504	4,340	1,607	123,655	26,136	85,597	28,451	4,994	1,993	147,171
割合	21.7%	51.6%	21.8%	3.6%	1.2%	100.0%	19.4%	55.2%	20.6%	3.5%	1.3%	100.0%	17.8%	58.2%	19.3%	3.4%	1.4%	100.0%

サービススタンダードについて

1. 趣 旨

お客様の視点に立ったサービスの品質向上を図る上で、お客様が各種のサービスを受けるまでに要する期間をその内容に応じて予め明確にし、サービスに対するお客様の安心感や信頼感を醸成することは重要と考えています。

このため、平成17年度より、各種サービスについて、お客様が申請（請求）されてから決定通知書等が届くまでの期間の必達目標として「サービススタンダード」を設定し、これをお客様に情報提供することにより、サービス水準の向上を図ることとしています。

2. 実施内容

サービススタンダードは、全てのサービスのうち、お客様から迅速に実施することが特に求められ、問い合わせなどが多い、年金保険の給付等のサービスについて所要日数を定めたものです。

給 付 種 別	所 要 日 数
老齢基礎年金	2か月以内 (加入状況の再確認を要しない場合は1か月以内)
老齢厚生年金	
遺族基礎年金	
遺族厚生年金	
障害基礎年金	3か月以内
障害厚生年金	3か月半以内

(所要日数…裁定請求書を受理してから、年金証書が請求者に届くまでの日数)

3. 平成20年度の達成状況

年金給付関係にかかる平成20年度のサービススタンダードの達成状況は、老齢基礎年金・老齢厚生年金、遺族基礎年金・遺族厚生年金について加入状況の再確認を要する場合は70%以上、加入状況の再確認を要しない場合40%台から50%台の達成率となっており、また、障害基礎年金では82%となっていますが、障害厚生年金は31%の達成率となっています。

これは、年金記録問題への対応を優先したことによる影響のほか、団塊の世代が受給年齢に達し始めたことから、老齢厚生年金の裁定件数が19年度に前年度から約3割増加し、20年度はさらに約1割増加したことが要因と考えられます。

給付種別	裁定件数	達成率		平均所要日数	
		加入状況の再確認を要する場合	加入状況の再確認を要しない場合	加入状況の再確認を要する場合	加入状況の再確認を要しない場合
老齢基礎年金	144,736 件	84.2%	46.4%	47.6 日	38.6 日
老齢厚生年金	1,967,899 件	74.3%	44.0%	52.6 日	41.1 日
遺族基礎年金	4,060 件	78.2%	44.0%	51.1 日	40.9 日
遺族厚生年金	288,281 件	71.5%	53.0%	56.0 日	38.8 日
障害基礎年金	63,816 件	81.8%		73.9日	
障害厚生年金	28,095 件	31.0%		130.8日	

※ 障害厚生年金の達成率が比較的低いことについては、障害の程度の認定が、障害基礎年金における障害の程度の認定に比べ複雑になっていることに加え、請求の際の添付書類などの不備により、決定までに時間を要していることが影響しているものと考えられます。

4. 平成20年度の要因分析と達成率向上への取組み

平成20年度末現在において、「老齢厚生年金・加入状況の再確認を要しない場合」の達成率が60%以下の社会保険事務局(23事務局)へ個別にヒアリングを行ったところ、①年金記録問題への対応や受付件数の増加等により、担当職員が不足したこと、②効率的な事務処理体制のための年金裁定事務の集約化への移行過程で一時的に未処理分が増えたことが主な要因でした。

これらの問題の解消のため、平成21年度より、社会保険事務局において以下のような取組みが行われ、その結果、平成21年8月(1か月分)の達成率では、12事務局で60%を超え、このうち6事務局で80%を超える状況となっています。

- ① 処理サイクルの効率化を図るなど、事務処理体制の見直しを行った。
- ② 受付から裁定までの進捗管理を徹底した。
- ③ 社会保険事務局、他の社会保険事務所から支援を行った。

引き続き、達成状況の把握や進捗管理の徹底により、サービススタンダード各項目の目標達成に取り組むとともに、平成22年1月発足の日本年金機構に継承していくことを目指し、必要な取組みを進めていくこととしています。

年金相談体制について

平成20年度 年金相談件数 29,395,643件

来訪相談	12,437,900件
出張相談	328,840件
電話相談	16,448,884件
文書相談	180,019件

来訪、電話、文書による相談

- ・年金制度
- ・年金受給額
- ・年金の加入期間、見込額
- ・各種手続き

年金受給権者・被保険者等

年金受給権者、被保険者等



インターネット等

社会保険事務所(312か所)

来訪相談	11,079,629件
出張相談	328,840件 (8,346回)
電話相談	4,090,671件
文書相談	103,259件

年金相談センター(51か所)

来訪相談	1,336,683件
電話相談	68,103件
文書相談	773件

行政側からの情報提供

「ねんきん定期便」
「厚生年金加入記録のお知らせ」等

社会保険業務センター

インターネットによる照会

社会保険庁ホームページ

年金見込額簡易試算
HPアクセス件数 1,271,937件

年金見込額試算申込 77,356件

個人認証による年金個人情報の提供
見込額試算 288件
年金加入記録 40件

年金個人情報提供サービス
(ユーザID・パスワード方式)
IDパスワード発行件数 1,480,988件(累計)
(平成20年度 230,723件)

年金に関する情報及び届書の入手

中央年金相談室
文書相談 75,987件

社会保険オンラインシステム

年金給付
DB

記録管理
DB

オンライン

ねんきんダイヤル(0570-05-1165)

第1コールセンター(大森)
第2コールセンター(福岡)
第3コールセンター(仙台)

電話相談 3,346,873件

ねんきん特別便(定期便)専用ダイヤル
(0570-058-555)

* 記録確認・特別便・定期便の回答の記載方法の案内等

電話相談 8,943,237件

○ねんきんダイヤルの応答率の状況

[平成20年度]

応答率 21.1% (②/①)

① 総呼数	16,257,822 件
② 応答呼数	3,427,266 件

[平成21年度(4月～10月)]

応答率 42.4% (②/①)

① 総呼数	5,027,790 件
② 応答呼数	2,129,463 件

○平成21年11月における社会保険事務所の待ち時間の状況

相談窓口の待ち時間が1時間を超えている事務所数(全国312事務所)

窓口	2日(月)	4日(水)	5日(木)	6日(金)	9日(月)	10日(火)	11日(水)	12日(木)	13日(金)	14日(土)	15日(日)	16日(月)
年金記録相談	3	1	0	0	2	1	0	1	1	0	0	1
一般年金相談	51	34	26	27	57	42	26	41	26	3	0	38

17日(火)	18日(水)	19日(木)	20日(金)	24日(火)	25日(水)	26日(木)	27日(金)	28日(土)	29日(日)	30日(月)	11月平均
0	0	1	0	2	0	1	3	0	0	1	0.8
13	21	15	16	33	35	34	24	1	1	29	25.8

25 年金委員制度の概要

○ 日本年金機構法第30条に基づき、公的年金に関する啓発、相談、助言その他の活動を行うことによって、公的年金への国民の理解を高め、事業の円滑な運営を図ることを目的として設置。(平成22年1月1日施行)

(参考) 日本年金機構法

第30条 厚生労働大臣は、社会的信望があり、かつ、政府管掌年金事業の適正な運営について理解と熱意を有する者として機構が推薦する者のうちから、年金委員を委嘱することができる。

2 年金委員は、厚生労働大臣及び機構による政府管掌年金事業の運営に協力して、政府管掌年金事業に関する国民の理解を高めるための啓発を行い、並びに政府管掌年金事業に関する事項につき被保険者又は受給権者からの相談に応じ、及びこれらの者に対する助言その他の活動を行う。

3 厚生年金保険の適用事業所の事業主は、機構に対し、当該事業所に使用される者の中から、年金委員にふさわしい者を推薦することができる。

1. 年金委員の区分

①地域型： 市町村、団体などから推薦があった者

②職域型： 厚生年金保険の適用事業所の事業主が推薦する者

適用事業所が常時300名未満の被保険者を使用・・・1名 常時300名以上の被保険者を使用・・・2名 を配置

2. 委嘱の要件

①地域型・・・年金制度に理解が深く、住民福祉の向上に熱意があり、社会的な信用が厚く、社会奉仕的精神に富んでいる者

②職域型・・・現に適用事業所において被用者保険に関する事務を担当し、当該事務について相当期間経験を有する者

として、機構が推薦する者のうちから、厚生労働大臣が委嘱する。

3. 任期

①地域型・・・3年 ②職域型・・・企業内の異動等に伴い解嘱されることとなるため任期は定めない

4. 主な活動内容

地域住民(地域型)や適用事業所の事業主・被保険者(職域型)に対して、以下の活動を実施。

- ・ 公的年金に関する各種の届出等の手続きについて、相談、助言
- ・ 公的年金制度に対する広報 等

(参考)

- ・ 社会保険庁においては、類似の枠組みとして国民年金委員(平成20年度末現在約1.2万人)及び社会保険委員(同約16万人)を設置。
- ・ 社会保険庁廃止・日本年金機構発足に伴い、これらを「年金委員」として再編し、法定化。

社会保険庁長官へのメール、手紙及び国民の声対応票の受付件数の推移

(単位:件)

区 分		平成16年度 (10月～3 月)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	計
長官へのメール		3,519	3,816	5,498	9,465	5,841	28,139
長官への手紙		142	264	376	353	293	1,428
国民の 声対応票	本庁作成分 ①	235	629	697	1,090	1,051	3,702
	事務局・事務所作成分 ②	2,020	4,102	3,549	3,865	3,097	16,633
	うち、本庁報告分 ③	143	522	871	1,545	1,761	4,842
	計 ①+②	2,255	4,731	4,246	4,955	4,148	20,335
	計 ①+③	378	1,151	1,568	2,635	2,812	8,544

お客様満足度アンケートについて(平成21年2月実施分)

1 お客様満足度アンケートの目的

社会保険事務所、年金相談センター及び社会保険業務センターに来訪されたお客様の満足度や意見要望を継続的に把握し、お客様重視の姿勢で改善策を講じ、一層のサービスの向上を図ることを目的として、お客様満足度アンケートを実施した。

2 アンケートの実施方法

平成21年2月4日を調査日として、社会保険事務所(312か所)、年金相談センター(51か所)及び社会保険業務センターに来訪された方全員を対象として、相談終了後にアンケート用紙を配付し、回収した。

3 アンケート結果(抜粋:全体としての満足度)

全体としての満足度について、「やや満足」以上の評価は、年金相談窓口では84.7%、年金相談以外の窓口では82.2%であった。

前回と比べると、年金相談窓口で1.2ポイント、年金相談以外の窓口で0.5ポイント上昇した。

事項毎の満足度については、「待ち時間に対する満足度」、「職員の応接態度に対する満足度」、「施設の利用に対する満足度」及び「訪問目的の達成度」のいずれも前回より上昇しており、これらのことから、全体の満足度も上昇したと考えられる。

	年金相談窓口						年金相談以外の窓口					
	満足	やや満足	普通	やや不満	不満	計	満足	やや満足	普通	やや不満	不満	計
平成21年2月	14,793 59.4%	6,322 25.4%	3,319 13.3%	377 1.5%	108 0.4%	24,919 100%	6,063 58.5%	2,460 23.7%	1,689 16.3%	119 1.1%	36 0.3%	10,367 100%
【参 考】												
平成20年1月	14,067 58.3%	6,077 25.2%	3,324 13.8%	489 2.0%	158 0.7%	24,115 100.0%	7,218 59.5%	2,696 22.2%	1,978 16.3%	190 1.6%	47 0.4%	12,129 100.0%
平成19年1月	18,117 67.7%	5,799 21.7%	2,535 9.5%	252 0.9%	54 0.2%	26,757 100.0%	10,591 66.7%	3,227 20.3%	1,916 12.1%	113 0.7%	35 0.2%	15,882 100.0%

※上段は回答者数(無回答を除く)

社会保険事務所の窓口サービス実態調査の結果について

1 調査目的

社会保険事務所の窓口で対応している職員の接遇状況や社会保険事務所の施設環境について、外部調査機関の活用により窓口サービス等の実態を調査・把握し、潜在的問題点や改善点を発見することを目的として実施

2 調査概要

(1) 調査日

平成 21 年 3 月 5 日（木）～ 3 月 13 日（金）のうち一日

(2) 調査対象

地方社会保険事務局毎に年金相談来訪者の多い 1 社会保険事務所を対象（合計 4 7 箇所）

(3) 調査機関

（社）新情報センター（入札により選定）

(4) 調査方法

調査機関の調査員が、調査員であることを明かさずにお客様として訪問し、「年金相談窓口」では年金見込額照会等に関する相談を、「年金相談以外の窓口」では国民年金保険料免除等に関する相談を実際に行うことにより、職員の接遇等に関する調査を行った。なお、調査に当たっては、一般的な内容の相談にとどまらず、調査員自身の加入記録に基づく相談や委任状を持参した相談等、可能な範囲でより具体的な内容に基づく相談を行った。

3 調査項目

調査員が社会保険事務所の窓口で実際に相談を行った結果に基づき、次の調査項目ごとの評価を行った。

(1) 来訪者の満足度を評価するための調査

- ① 待ち時間について
- ② 職員の応接態度について
- ③ 施設の利用について
- ④ 訪問目的の達成度について
- ⑤ 全体としての満足度について

(2) サービスレベルを客観的な視点で評価する調査

- ① 気配りについて
- ② 安心感について
- ③ 丁寧さについて
- ④ 話し方について
- ⑤ 用件の伺い方について
- ⑥ 言葉づかいについて
- ⑦ 説明・相談について
- ⑧ しめくくりの挨拶について

4 評価基準

(1) 来訪者の満足度を評価するための調査

「5 満足」、「4 やや満足」、「3 普通」、「2 やや不満」又は「1 不満」による5段階評価

※なお、各調査員の判断の目安として、調査員がイメージする他の公的機関（主に市区町村窓口）と比較し、「この程度なら普通」と思われた場合に「3 普通」と評価。

(2) サービスレベルを客観的な視点で評価するための調査

「はい（実施している）」又は「いいえ（実施していない）」による評価

5 調査結果

(1) 来訪者の満足度を評価するための調査について

来訪者の満足度を評価するための調査項目のうち、「全体としての満足度」における満足度の割合は次のとおりであり、「やや満足」以上の評価は年金相談窓口では70.2%、年金相談以外の窓口では46.8%であった。

	満 足	やや満足	普 通	やや不満	不 満
年金相談窓口	17.0% (14.9%)	53.2% (44.7%)	23.4% (27.7%)	4.3% (12.8%)	2.1% (0.0%)
年金相談以外の窓口	17.0% (25.5%)	29.8% (29.8%)	31.9% (36.2%)	21.3% (8.5%)	0.0% (0.0%)

※ () 内は平成19年1月に実施した際の評価

(2) サービスレベルを客観的な視点で評価する調査について

サービスレベルを客観的な視点で評価する調査について、実施している割合の平均は、年金相談窓口で72.8%であり、年金相談以外の窓口で70.1%であった。

調査項目別では、「安心感」及び「話し方」については、いずれの窓口でも実施している割合が高かった。また、他の項目に比べると、年金相談窓口では「言葉づかい」及び「しめくくりの挨拶」について、年金相談以外の窓口では「しめくくりの挨拶」について、実施されている割合が低かった。

	気配り	安心感	丁寧さ	話し方	用件の伺い方	言葉づかい	相談・説明	しめくくりの挨拶	平均
年金相談窓口	59.6%	87.2%	64.9%	91.0%	76.3%	57.1%	79.8%	52.2%	72.2%
年金相談以外の窓口	56.6%	82.1%	59.7%	83.0%	69.0%	57.6%	73.7%	51.1%	67.8%

6 サービス向上のための取組み

各社会保険事務所では、窓口実態調査で評価が低かった事項、実施できていなかった事項等について、窓口接遇の向上や施設環境の改善等のサービス向上に取り組んでいる。また、社会保険事務局を通じ、他の社会保険事務所においても、この調査結果を活用して、サービス向上のための取組みを推進している。

調査事項	具体的な取組み
気配り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 玄関や受付カウンター付近に待ち時間又は待ち人数を表示する。 ・ お客様が来訪された時に、総合相談窓口で積極的にお声かけする。
安心感	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身だしなみチェックリストを活用した職員相互による確認を行う。 ・ お客様から見える位置に名札を付けるようにする。 ・ 朝礼時や閉庁後に庁舎を見回り待合スペース等の清掃、美化に心がける。 ・ 庁舎内のポスターや掲示が適切なものが定期的に点検を行う。
丁寧さ 話し方 用件の伺い方 言葉づかい 締めくくりの挨拶	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接遇のための研修、朝礼等を通じ、お客様の立場に立った挨拶や言葉づかいなどの徹底を図る。 ・ お客様をお迎えしてから、お見送りするまでの挨拶例、会話例を作成し、社会保険事務局内で共有を図る。 ・ 相談の最後に質問の回答が十分にご理解いただけたか等を確認し、「ありがとうございました」の言葉を添えてお送りすることを徹底する。
相談・説明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談担当者の専門的知識については、実務研修等を実施し、情報の共有や取扱いの確認を行った。 ・ 研修等を通じて「お客様がどのようなことを知りたいか判断し、丁寧で分かりやすい言葉で説明する」よう徹底した。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口実態調査の調査結果を研修内容として事務所内で接遇研修を実施した。 ・ 調査項目に沿って、模擬接遇を行うなど、調査員（第3者）の視点から事務所内の検証を行った。 ・ 事務所内の案内表示について、担当課名や業務内容をわかりやすく表示した。 ・ 予約による年金相談について、ポスターを掲示するなど周知を図った。

電子申請に関するこれまでの主な取組について(社会保険関係)

□全国社会保険労務士会連合会との連携による取組

- 社会保険労務士の提出代行時において、事業主の提出代行者であることを証明することができるものを添付することにより、事業主の電子署名の省略の実施(51手続)(20年6月～)
- 被扶養者(異動)届及び国民年金第3号被保険者関係届について、委任状の添付により、事業主の電子署名に加え、被保険者の電子署名の省略の実施(21年4月～)
- 厚生労働省や全国社会保険労務士会連合会ほか電子申請の窓口システム(e-Gov)を担当している総務省を含め毎月、定期的に打ち合わせを行い、e-Govと連携した使い勝手の向上施策等の検討(20年1月～)

□添付書類の省略等

- 資格取得届等提出時における年金手帳の添付省略(5手続)(18年10月～)
- 住民基本台帳ネットワークシステムの活用による年金受給権者現況届の原則省略(18年10月～)
- 社会保険労務士が提出代行を行う場合、添付書類の省略(6手続)(19年10月～)

社会保険関係の主要手続³³における電子申請の実績について

主 要 手 続	申請件数 (20年度) (万件)	平成19年度	平成20年度
		電子申請 利用率(%)	電子申請 利用率(%)
健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届	3,449	44	46
健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届	501	44	49
健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格取得届	694	21	21
健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届	756	18	19
健康保険・厚生年金保険賞与支払届、厚生年金保険(船員)賞与支払届	5,601	57	60
厚生年金保険被保険者住所変更届、厚生年金保険(船員)被保険者住所変更届	451	39	32
年金受給権者現況届	2,988	79	86

(注1) 利用率は磁気媒体による申請を含む。

(注2) 年金受給権者現況届の利用率は住民基本台帳ネットワークの活用による現況届の省略によるものである。

社会保険庁における人事評価制度の運用実態について

1. これまでの実施経過

	17年度		18年度		19年度		20年度		21年度
	10月	3月	10月	3月	10月	3月	10月	3月	10月
人事評価(実績・能力)	5級以上の職員 (事務所課長含む)	試行実施	《本格実施》		実績評価	実績評価	実績評価	実績評価	実績評価
			能力評価	能力評価	能力評価	能力評価	能力評価	能力評価	
				(※1)	(※2)			(※3)	
その他職員	試行実施	《本格実施》		実績評価	実績評価	実績評価	実績評価	実績評価	
		能力評価	能力評価	能力評価	能力評価	能力評価	能力評価		
			(※1)	(※2)			(※3)		

※1 能力評価の評価項目の見直し(項目数の削減等)(19年10月～)

※2 実績評価の評価項目として「年金記録問題への対応」を追加、又、懲戒処分を受けた者について「E評価」として整理(20年4月～)

※3 実績評価及び能力評価の評価項目の見直し(類似する評価項目の統合)(21年4月～)

(評価期間と評価結果の処遇等への活用)

■ 実績評価(年2回)

上期評価期間: 4月 1日 ~ 9月30日

下期評価期間: 10月 1日 ~ 翌年3月31日

■ 能力評価(年1回)

評価期間: 10月 1日 ~ 翌年9月30日

評価結果
の活用

- 人材育成、業務改善
- 給与(勤勉手当、昇給)
- 任用(人事配置・昇格等)

2. 評価者・被評価者研修の実施

人事評価制度を透明性・公平性・納得性が高く、実効ある制度として定着させていくために、職員に制度を十分理解してもらう必要があるため、職員に対する「評価者研修」、「被評価者研修」を実施。

3. 人事評価制度運営会議の開催

- 人事評価制度を適正かつ円滑に運営するために、社会保険庁本庁幹部職員、ブロック担当事務局長及び民間スタッフをメンバーとする「人事評価制度運営会議」を開催。(年2回／延べ 7回)
- 人事評価制度の運用及び改善に関する基本的事項、評価項目その他の重要事項について審議。

4. 職員からの意見・要望の聴取

- 人事評価制度に対するアンケートの継続的な実施(毎年度／延べ 6回)

(例)20年度アンケート調査結果より(意見・要望が多かった上位5個)

- | | |
|--|--------|
| ・ 絶対評価へ変更すべき | (109名) |
| ・ 360度評価を導入すべき(主に部下からの上司の評価) | (90名) |
| ・ 何故、その評価になったのか説明すべき | (83名) |
| ・ 数値以外の日頃の取り組み(主に電話や窓口対応等の定性的業務)や目標の難易度等を評価してほしい | (76名) |
| ・ 全職員もしくは評価が高い職員の目標や評価結果を公表してほしい | (55名) |



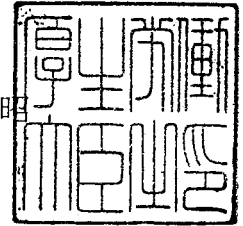
第2回社会保障審議会日本年金機構評価部会
平成21年12月21日

資料2

厚生労働省発年1221第1号
平成21年12月21日

社会保障審議会
会長 貝塚 啓明 殿

厚生労働大臣 長妻 昭



諮問書

日本年金機構法第33条第1項の規定により、別紙のとおり日本年金機構の
中期目標を定めることについて、同法第52条第1号の規定に基づき諮問する。

日本年金機構中期目標（案）

日本年金機構法（平成19年法律第109号）第33条第1項の規定に基づき、日本年金機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のように定める。

平成22年1月 日

厚生労働大臣 長 妻 昭

前文

日本年金機構は、社会保険庁が様々な問題を起こし国民の不信を招いたという反省の上に立ち、日本年金機構になって生まれ変わった、サービスが良くなったと国民から評価される組織とならなければならない。

このため、日本年金機構においては、「国家プロジェクト」である年金記録問題への対応に全力を挙げる必要がある。国民の老後生活等の支柱である公的年金制度の業務運営について、国民目線に立った不断の改善を行い、その結果を積極的に公表し、透明性の高い業務運営に取り組むことを求める。

その際、国民目線のサービス改善を図る観点から、国民の皆様からのご意見・ご要望や、お客様とじかに接する年金事務所等第一線の職員の意見を積極的に吸収し、業務運営に反映させるよう努められたい。

日本年金機構の発足は、国民の信頼確保に向けた組織改革である。発足当初の3か月は、まずは発足に伴う混乱の回避と円滑な移行に最大限注力されたい。そして、平成22年度以降は、サービス向上に向け、職員の士気高揚・組織の活性化を通じた本格的な取組を優先順位を付けて計画的に進められたい。

日本年金機構は、厚生労働省と緊密な意思疎通を図り、共同して業務に取り組むことが必要である。公的年金の制度設計に関しても、業務運営を担う立場として、その改善点等について、厚生労働省に対し積極的に提案を行うことを期待する。

日本年金機構が策定する中期計画及び年度計画においては、この中期目標を達成するために、諸外国における類似機関の取組事例も参考にしながら、できる限り具体的かつ定量的な目標を掲げて取り組むことを求める。

最後に、日本年金機構は公的年金事業という国民にとって極めて重要な業務を担っていることにかんがみ、職員一人ひとりが使命感と誇りを持って職務に全力で取り組むよう望む。

1 中期目標の期間

- 日本年金機構の中期目標の期間は、平成22年1月1日から平成26年3月31日までの4年3か月とする。

2 年金記録問題への対応

- 国においては、年金記録問題への対応を「国家プロジェクト」と位置付け、その早期解決に向け、平成22年度及び平成23年度の2年間に集中的に予算・人員を投入して取り組み、平成25年度までの間に多角的に取り組むこととしている。日本年金機構においては、厚生労働省と密接に連携して、年金記録問題への対応を当面の最重要課題として取り組むこと。

- 年金記録問題の解決に向けては、厚生労働省に設置されている外部有識者による委員会等の議論も踏まえ、以下の事項について、計画的に取り組むこと。
 - ・年金記録問題に関する未解明事案についての実態解明
 - ・基礎年金番号に未統合になっている記録の統合・解明
 - ・受給者・加入者への年金記録の確認作業及び確認作業に当たっての市町村との連携
 - ・年金記録情報総合管理・照合システム（コンピュータ記録と電子画像化した紙台帳の検索を一体的に行う機能、突合せ結果を管理する機能等を有するシステム）によるコンピュータ記録と紙台帳の突合せ
 - ・年金記録の訂正や再裁定後の支給等を迅速に行うための体制整備
 - ・標準報酬等の遡及訂正事案についての実態解明・迅速な記録回復
 - ・ねんきん定期便や常に年金記録が確認できる仕組みによる加入情報の提供
 - ・その他年金記録問題の解決に向けて取り組むことが必要な事項

3 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 適用事務に関する事項

- 国民年金の適用を促進すること。
- 厚生年金保険等の適用については、未適用事業所を把握の上、促進すること。

(2) 保険料等収納事務に関する事項

- 国民年金制度への理解と信頼を深め、保険料の納付率の低下傾向に歯止めをかけ、これを回復させるよう努めること。
また、厚生年金保険等の保険料について、未適用事業所の適用を進めつつ、収納の確保を図ること。
その際、市町村や公共職業安定所等との効果的な連携に努めること。

(3) 給付事務に関する事項

- 給付事務について所要日数や正確性に関する目標を定め、当該目標の達成に向け、年金給付の迅速な決定及び正確な支給に努めること。
- 申請忘れ、申請漏れの方を極力少なくするための実効ある取組を進めること。

(4) 相談、情報提供等に関する事項

- 国民が利用しやすい相談体制の整備、国民の視点に立った懇切丁寧な対応や他の相談機関の適切な紹介、来所相談における待ち時間の短縮、電話相談における応答率の向上に努めること。
- 市町村や社会保険労務士との連携強化を図り、年金相談の充実に努めること。また、年金委員をはじめとする市民との連携協力に努めること。
- 公的年金事業に関する国民の理解と信頼を確保するため、分かりやすく効果的な情報提供を行うこと。また、インターネットの活用等による年金個人情報提供を図ること。

(5) 国民の声を反映させる取組に関する事項

- 国民の声を的確に把握・分析するとともに、これを具体的なサービス改善につな

げるための多様な仕組みを開発・導入すること。

その際、国民の声を直接伺う年金事務所等の職員の意見をサービス改善に反映させるよう具体的な取組を行うこと。また、国民の声の分析結果を公表すること。

- サービス改善の取組状況を客観的に評価するための覆面調査などを実施し、その結果を分かりやすく国民にお知らせすること。また、顧客満足度を示す指標を設定し、サービス改善に努めること。

(6) 電子申請の推進に関する事項

- 業務効率化、業務品質の向上及び利便性の向上を図る観点から、社会保険関係の主要手続について、電子申請の利用を促進するための取組を推進すること。

4 業務運営の効率化に関する事項

(1) 効率的な業務運営体制に関する事項

- 常に業務手順を点検し、業務の合理化・効率化を図るとともに、標準化を進めること。
- 届出入力等の事務について、都道府県域を越えた広域集約化に向けた準備を進めるとともに、年金事務所の配置のあり方など、体制の見直しに着手すること。

(2) 運営経費の抑制等に関する事項

- 人員体制については、「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画」（平成20年7月29日閣議決定）（以下「基本計画」という。）に基づき、合理化・効率化を進めること。ただし、年金記録問題の解決が早急かつ確実にできる体制とすること。なお、人件費については、国家公務員の給与水準の動向や社会一般の情勢も踏まえ、効率化を進めること。
- 中期目標期間の最後の事業年度において、一般管理費（人件費を除く。）及び業務経費（年金記録問題対策経費、年金相談等事業経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、平成22年度比での削減目標をそれぞれ設定し、業務の効率化を進めること。

(3) 外部委託の推進に関する事項

- 「基本計画」に基づき、外部委託を推進するとともに、委託業務の品質の維持・向上を図ること。

(4) 社会保険オンラインシステムの見直しに関する事項

- 新たな年金制度の検討状況を踏まえつつ、「社会保険業務の業務・システム最適化計画」（平成18年3月厚生労働省）の基本的な理念に沿って、社会保険オンラインシステムの見直しに取り組むこと。

(5) その他業務運営の効率化の取組に関する事項

- 契約の性質に応じた適正かつ合理的な契約方法の活用、調達案件の厳正な審査・点検の実施等により、契約の競争性・透明性の確保及びコスト削減に努めること。

5 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項

(1) 内部統制システムの構築に関する事項

- コンプライアンス確保やリスクの未然・再発防止を重視した内部統制の仕組みを構築すること。
- 国民からの申請書類など重要文書として指定するものは永年保存するなど文書の原本管理・保管を徹底すること。

(2) 情報公開の推進に関する事項

- 他国の先進事例等も参照し、業務運営の状況や報酬をはじめとする役員に関する情報等を、国民の視点に立って、年次報告書（アニュアルレポート）その他の分かりやすい方法で広く公開すること。
- 年金記録問題への対応に関する業務の進捗状況等について、週次、月次等定期的に情報提供すること。
- 不適正事案や事務処理誤りなどについて、率先して調査し、迅速に情報公開すること。

(3) 人事及び人材の育成に関する事項

- 正規職員採用や幹部職員人事を本部で一括して行い、組織の一体感の醸成に努めること。正規職員については、全国異動を基本とするキャリアパターンを確立すること。
- 年功序列を排し、能力・実績本位の人材登用や給与体系等の確立を図ること。
- 「お客様の立場に立ったサービス提供」「コスト意識・無駄排除」「業務改善」「現状把握・情報公開」「コミュニケーション能力の向上」といった取組が適正に評価される人事評価制度を導入すること。
- 職員の専門性を向上させるための研修・教育の充実を図ること。

(4) 個人情報の保護に関する事項

- 職員に対し、個人情報保護の重要性についての徹底を図ること。個人情報に関するセキュリティー対策を講じ、個人情報の保護・管理に万全を期すこと。

日本年金機構の役員報酬等について

平成21年12月21日

日本年金機構設立準備事務局

日本年金機構の常勤役員報酬（案）

※平成21年人事院勧告後のベースから8～16%減したもの

	理事長	副理事長	理事	監事
本俸月額 ＜基本＞	956千円 (指定職7相当)×0.84	809千円 (指定職4相当)×0.88	773千円 (指定職3相当)×0.92	668千円 (指定職1相当)×0.92
年 収 (期末手当及び勤勉手当込み) (東京勤務の場合)	約18,473千円	約15,628千円	約14,934千円	約12,907千円
本俸月額 A ＜理事長が特に認める場合＞ (CIOなどを想定)	—	872千円 (指定職5相当)×0.88	845千円 (指定職4相当)×0.92	—
年 収 (期末手当及び勤勉手当込み) (東京勤務の場合)	—	約16,853千円	約16,339千円	—
本俸月額 B ＜理事長が経験を勘案して 定める場合＞	—	—	719千円 (指定職2相当)×0.92	—
年 収 (期末手当及び勤勉手当込み) (東京勤務の場合)	—	—	約13,903千円	—

(注1) 社会保険庁から機構に採用される職員の給与月額は従前の俸給月額から3%を減じた額とすること及び年金記録問題の現下の状況を踏まえ、年金記録問題に一定の目途がつくまでの間、役員報酬について、想定していた額から一定の減額を行うこととする。その際、理事長及び副理事長については他の役員より減額幅を大きくするものとする。

(注2) 手当は、地域調整手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(注3) 実際の年収は、業績勘案率を用いて勤勉手当の額を算定することから、変動する。

(算定式)

勤勉手当 : { 俸給 + 地域手当 + 俸給 × 25/100 + (俸給 + 地域手当) × 20/100 } × 支給割合 (年間1.6ヵ月) × 在職期間別割合 × 業績勘案率
 管理職加算額相当 役職段階別加算額相当

日本年金機構法(平成19年法律第109号)

第21条 役員に対する報酬及び退職手当は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 機構は、役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、機構の業務の実績、第34条第2項第4号の人件費の見積もりその他の事情を考慮して定められなければならない。

4 厚生労働大臣は、第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を社会保障審議会に通知するものとする。

5 社会保障審議会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、厚生労働大臣に対し、意見を申し出ることができる。

独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日 閣議決定)

Ⅲ 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断事項

1. 独立行政法人の合理化に関する措置

(4) 給与水準の適正化等

① 独立行政法人の役員及び職員の給与等について、独立行政法人が公的主体と位置付けられることや財政支出を受けていることも踏まえ、以下の点について対応する。

(ア～ウ 略)

エ 主務大臣は、各独立行政法人に対して、独立行政法人の長の報酬を各府省事務次官の給与の範囲内とするよう要請すること。

(参考) 指定職俸給表(平成21年人事院勧告後)

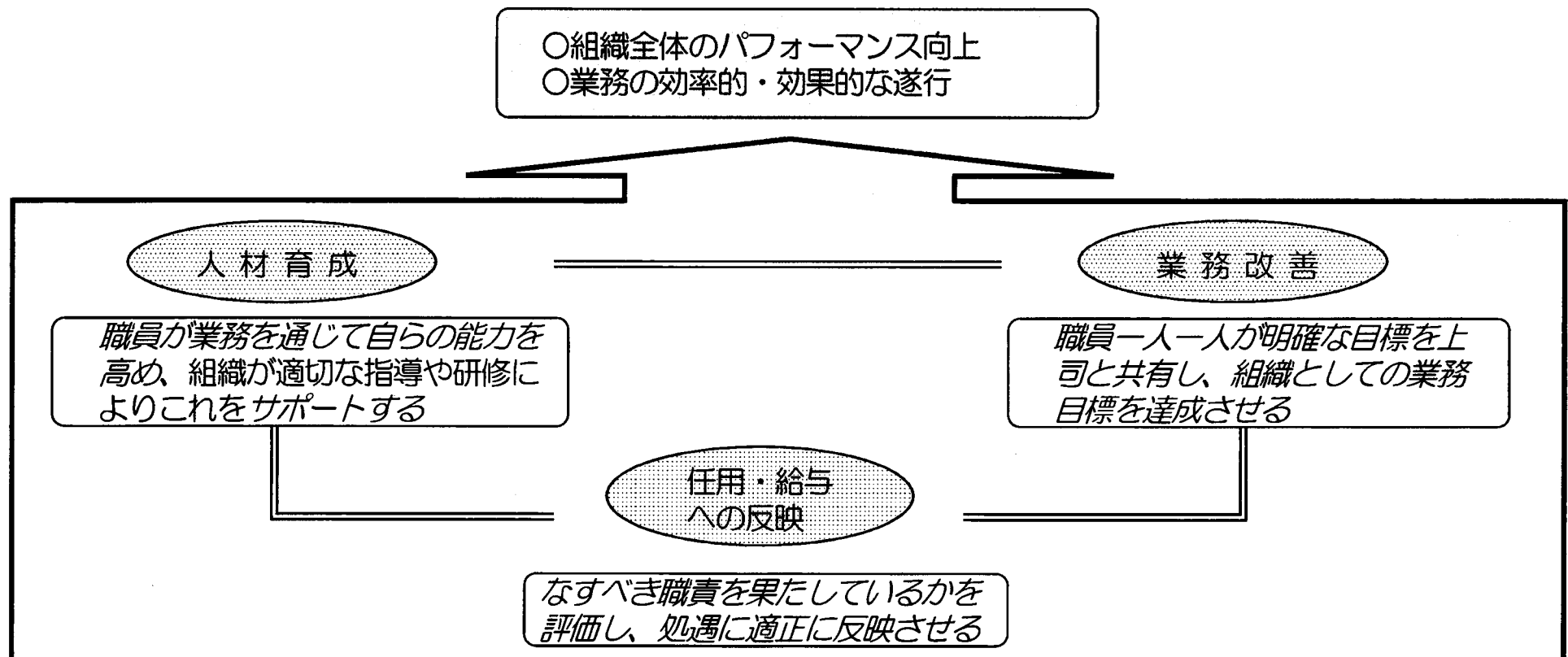
号俸	俸給月額	備 考
1	726,000	
2	782,000	
3	840,000	外局の次長
4	919,000	内部部局の長
5	991,000	試験所、研究所、病院等の長
6	1,063,000	外局の長官、厚生労働審議官等
7	1,138,000	警視總監
8	1,207,000	事務次官等

社会保険庁の人事評価制度の概要

(1) 人事評価制度導入の目的

現行の国家公務員制度において、職員の執務については定期的に勤務成績の評定を行うこととされており、これに基づき、社会保険庁においては独自の人事評価制度を構築し、平成19年より全職員を対象に実施しているところである。

この人事評価制度は職員が発揮した能力・実績を適正に評価し、その結果を任用・給与に反映させるとともに、上司と部下のコミュニケーションの向上を図ることにより人材育成・業務改善につなげ、組織全体のパフォーマンスの向上・業務の一層の効率的・効果的な遂行に資するものである。



(2) 人事評価制度の基本構成

1. 実績評価

職員が組織目標等を明確に意識し、主体的に業務遂行に当たることを促すために、目標管理の仕組みを導入し、個人目標に対する達成度を含めて、その期間の成果や取組内容について評価

2. 能力評価

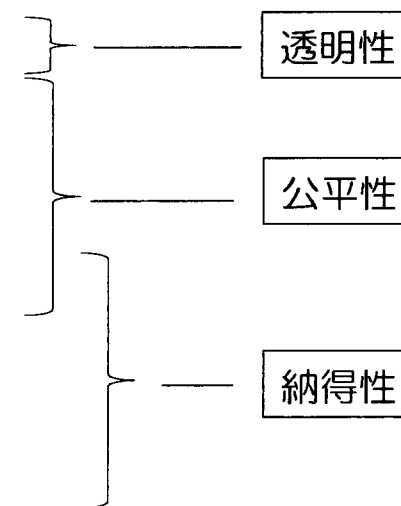
職員の主体的な能力発揮・能力開発を促すために、職員の職務遂行能力を評価

3. 評価結果の処遇等への活用

- 人材育成、業務改善
- 任用（人事配置・昇格等）、給与（勤勉手当、昇給）へ反映

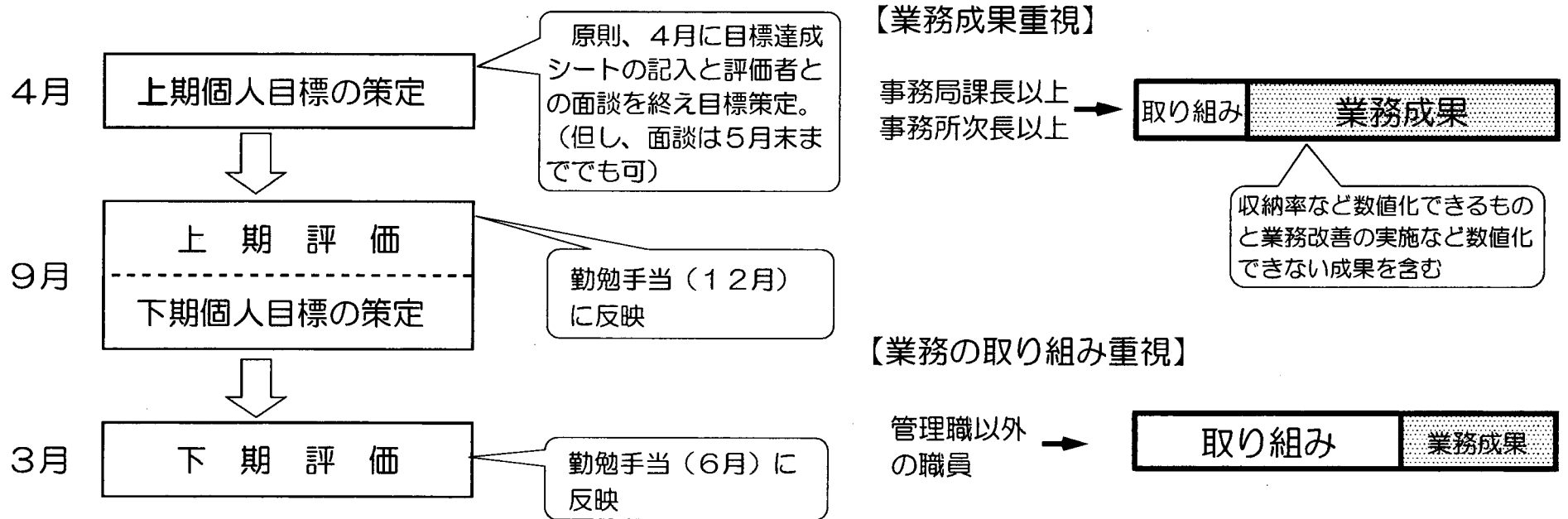
4. 透明性・公平性・納得性を確保するための仕組み

- 評価基準の公開
- 複数の評価者による評価
- 評価者・被評価者研修
- 人事評価制度運営会議の設置
- 主体的な取組を促すための自己評価
- 評価者と職員との面談（目標設定や成果の確認と評価のフィードバック。管理者と職員との十分なコミュニケーション）
- 苦情相談体制
- 評価制度に対するアンケートの継続的な実施



(1) 基本的内容

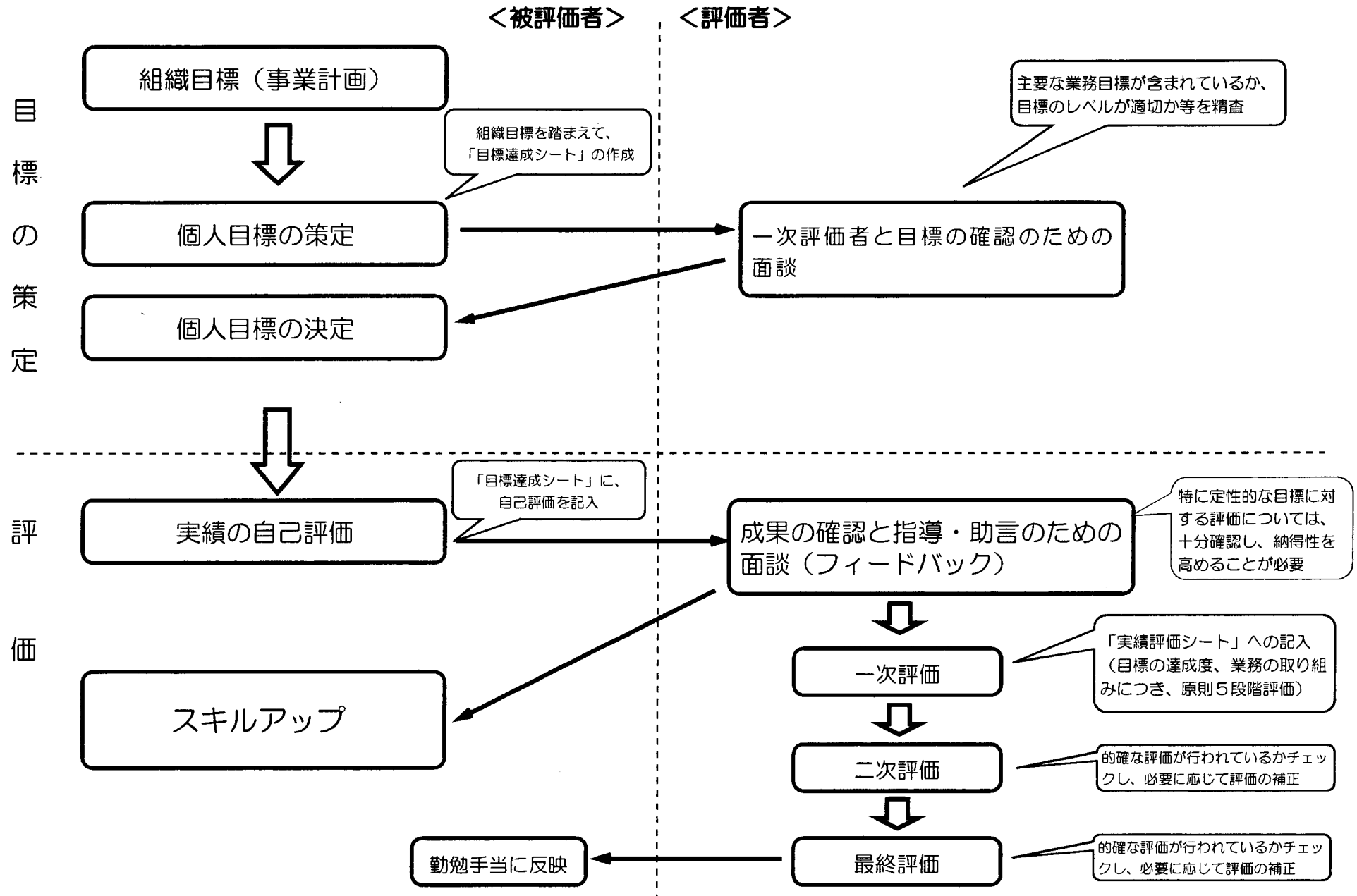
- 期首に策定した個人目標に対する達成度を含めて、その期間の成果や取組内容について評価。
- 役職階層に応じて、相対評価の単位となる評価グループ及び評価シートを区分。



《実績評価における相対評価の構成比》

成績区分	S	A	B	C	D
	役職階層に期待される実績を大きく上回った	役職階層に期待される実績を上回った	役職階層に期待される実績をあげた	役職階層に期待される実績を下回った	役職階層に期待される実績を大きく下回った
1級～2級(顕等)	5%	25%	60%	10%	
3級以上	5%	25%	50%	20%	

(2) 評価の流れ



(別添1)実績評価の評価項目の例
【事務所長】

《業務の成果を重視した評価》

評価項目		評価点	評価の内容
業務の 量的成果	① 年金記録問題への対応	10点	年金記録問題への対応に伴う取組について評価
	② 国民年金保険料納付率	10点	保険料納付率(現年度、過年度)の対前年改善率を評価
	③ 国民年金口座振替実施率	5点	全額免除者及び納付猶予者を除く第1号被保険者数に占める口座振替実施率の対前年改善率を評価
	④ 国民年金強制徴収の実施率	10点	「最終催告状」による納付督促を実施しても、納付に結びつかない者に対する強制徴収(差押え)の実施率について評価
	⑤ 健康保険料収納率	5点	実績保険料収納率及び保険料収納率の対前年改善率について評価
	⑥ 厚生年金保険料収納率	5点	実績保険料収納率及び保険料収納率の対前年改善率について評価
	⑦ 計画的な加入指導等の実施	5点	適用対策等の計画的な取組について評価
	⑧ 調達コストの削減等	5点	事務所長については、コスト意識を持った事業への取組について評価
	⑨ 組織目標の達成に向けた進捗管理	5点	組織目標を達成するため、業務の進捗管理を的確に把握しているか、必要に応じた確かな対応策を実施したか等を評価
サービス品質 お客様満足度	⑩ サービススタンダードの達成率	5点	老齢基礎年金、老齢基礎年金・老齢厚生年金、遺族基礎年金、遺族基礎年金・遺族厚生年金及び障害基礎年金の5項目を加重平均した達成率及び平均所要日数を評価
	⑪ お客様満足度	5点	社会保険事務所における窓口サービスに関するアンケート調査の実施結果により評価
	⑫ 業務の処理誤りの防止	5点	「社会保険業務の事務処理誤り及び業務上発生した事件・事故にかかる報告等について」(平成17年12月19日付社会保険庁総務部サービス推進課長通知)における報告を要する業務処理誤り等の発生状況に加え、処理誤りを未然に防ぐための施策の実施状況、処理誤りが発生した場合の対応が適切に行われたかなどの状況を勘案して評価
チャレンジ 業務	⑬ 業務改善・業務提案	15点	国民サービスの向上及び業務の効率化を目指した業務改善、業務提案の実施を評価。評価にあたっては、実施に伴う成果、提案の具体性や期待される効果も加味。なお、特に業務改善・業務提案の意欲が低い者については、低い評価。
人材育成	⑭ 業務の質・サービス品質の向上(研修の充実)	5点	職員等を対象とした研修の実施と研修機会の確保について評価
	⑮ 部下の指導・フォロー	5点	部下(後輩)の能力・適性を把握し適切な育成指導等の実施を評価。具体的には、通常の業務を通じた常日頃の指導・助言、勉強会や研修などの実施状況、コミュニケーションの状況等を踏まえ総合的に評価
	⑯ 不祥事の防止	5点	業務に係る不祥事の発生状況に加え、不祥事が発生しないような研修等の対策の実施状況、不祥事が発生した場合の連絡や対応状況などを勘案し評価
行動	⑰ リーダーシップの発揮	10点	組織をまとめ、目標達成に導いているかを評価。具体的には、組織目標の達成に向けての方針作成と部下への伝達、目標達成に向けた職員の志気高揚、目標達成のための業務体制などの環境整備、部下からの信頼度、部下の健康管理の徹底などを勘案して評価

(別添2)実績評価の評価項目の例

【1～2級職員】

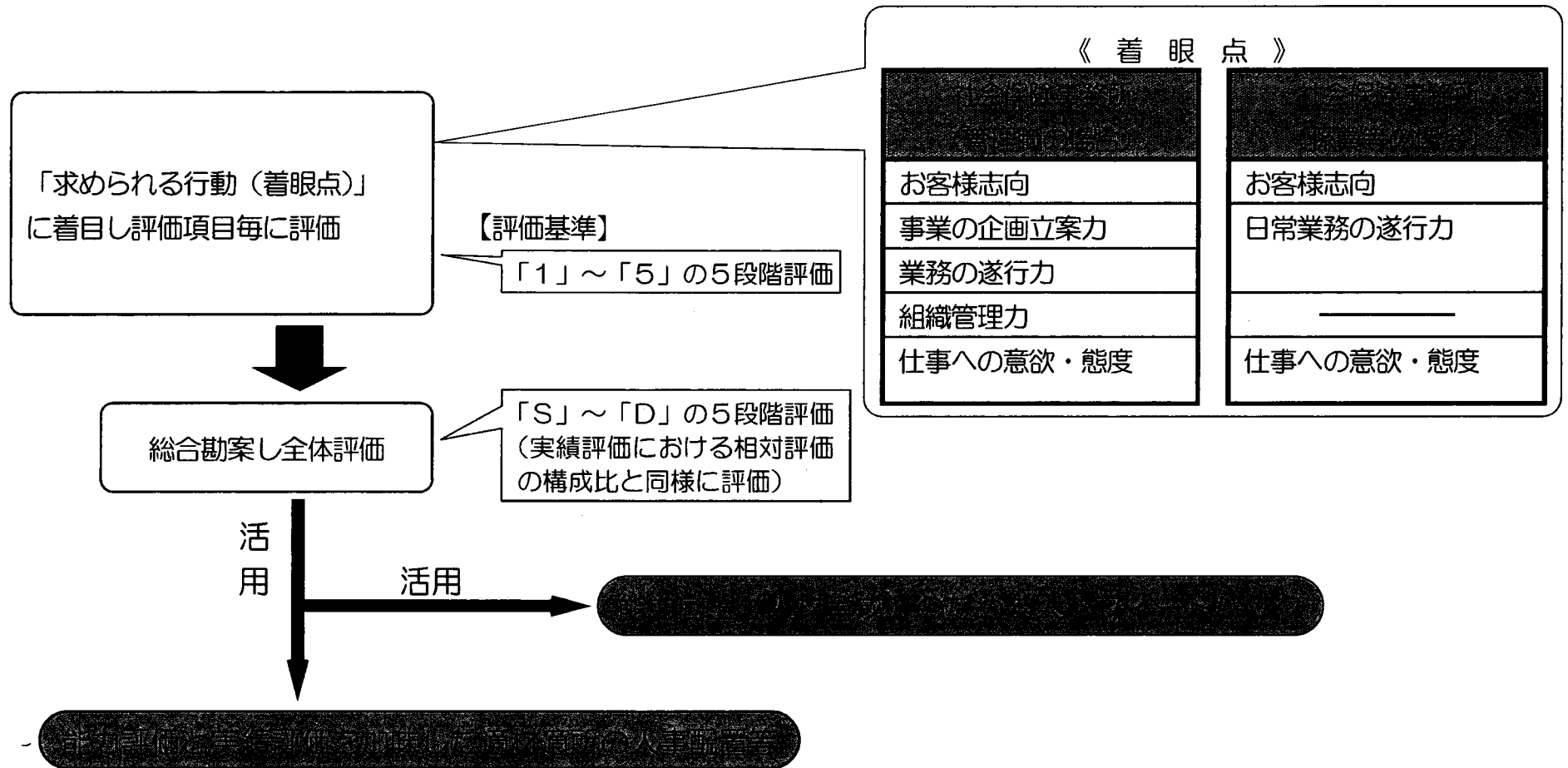
《業務の取り組みを重視した評価》

評価項目		評価点 (満点)	評価の内容
業務の 量的成果	① 組織目標の達成	10点	担当業務の達成度や組織目標の達成に向けての取組等を評価
	② 業務の量	15点	担当業務について、業務範囲の広さ、業務の難易度、業務量などを勘案して評価
	③ 業務の効率性	5点	時間・人員・コストあたりの業務量など業務効率性の水準に、効率化推進のための計画策定、人員体制、処理手順作成などの取組状況を加味して評価
サービス品質 お客様満足度	④ 業務の正確性	10点	業務について、処理結果の正確性や、定められた手順に基づき業務を遂行しているかなどの業務手続の正確性を評価
	⑤ 業務の迅速性	10点	スピード感を持って求められた期限内に業務を遂行しているか、突発的な事態にも素速く対応しているかなど業務の迅速性の水準に加え、組織体制の見直しや処理手順等の体制整備なども勘案して評価
	⑥ お客様満足度	10点	直接お客様と接している部署は、3S(親切、迅速、正確)な業務を遂行しているか、国民の視点で業務を遂行しているか、お客様の満足度、お客様からのクレームの有無などを勘案して評価。一方、スタッフ部門などお客様とは直接接していない部署についても、関連部署への対応状況や関連部署からの信頼度などを勘案して評価
	⑦ 業務の処理誤りの防止	5点	「社会保険業務の事務処理誤り及び業務上発生した事件・事故にかかる報告等について」(平成17年12月19日付社会保険庁総務部サービス推進課長通知)における報告を要する業務処理誤り等の発生状況に加え、処理誤りを未然に防ぐための施策の実施状況、処理誤りが発生した場合の対応が適切に行われたかなどの状況を勘案して評価
チャレンジ 業務	⑧ 業務改善・業務提案	10点	国民サービスの向上及び業務の効率化を目指した業務改善、業務提案の実施を評価。評価にあたっては、実施に伴う成果、提案の具体性や期待される効果も加味。なお、特に業務改善・業務提案の意欲が低い者については、低い評価。
人材育成	⑨ 自己研鑽	5点	業務に関する新しい知識や必要な技能の習得について評価 社会保険労務士などの資格の取得なども評価(自己研鑽の取組結果について評価)
行 動	⑩ 規律性	10点	国民の視点に立った姿勢を保ち、公務員としての自覚のもとに礼節ある態度や行動を取っているかを評価。具体的には職務規律の遵守、不正に対する毅然とした態度、遅刻や無断欠勤が無い、好感の持てる礼儀・身だしなみなどを勘案して評価
	⑪ 協調性	5点	組織の一員として行動し、チームワークの遵守や他の職員への協力を惜しまない姿勢について評価
	⑫ 積極性	5点	業務の遂行に対し、自発的な取組や常に現状以上といった意欲的な態度について評価



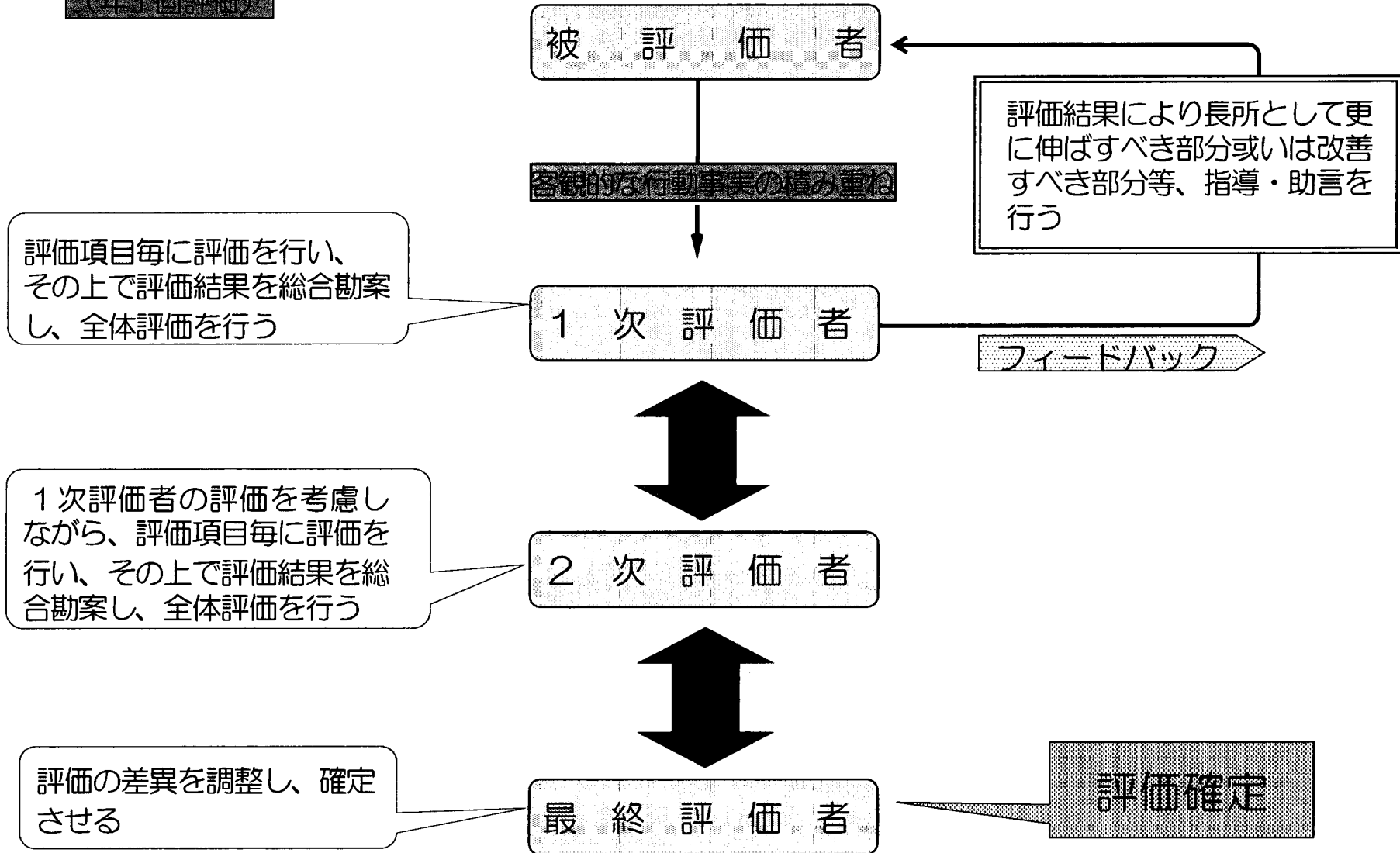
(1) 基本的内容

- 評価期間中に行動に表れた職務遂行能力を評価。
- 役職階層に応じて、相対評価の単位となる評価グループ及び評価シートを区分。



(2) 評価の流れ

○ 月
(年一回評価)



(別添)能力評価の評価項目の例

【事務所長】

評価項目	求められる行動(着眼点)	評価点(満点)
お客様志向	組織の利害にとらわれず、常にお客様の立場で施策を実施しているか	5点
事業の 企画立案力	知識 担当業務に必要な知識を有し、取り組むべき課題を明確にしているか	5点
	企画・立案力 前例や既成概念にとらわれずに、新しい考え方を作り出し、課題に取り組むとともに、担当業務の問題点や課題を抽出・整理し、問題点等の解決策を立案しているか	10点
業務遂行力	判断力 所管業務について、冷静沈着に、迅速かつ的確な決断をしているか	5点
	折衝・調整力 相手との信頼関係を保ちつつ、組織目標・事業方針の達成に向けて、組織内外の関係者と折衝・調整を行っているか	5点
組織管理力	統率力 組織目標や方針を明示して組織内に浸透させ部下の志気を高めているか	5点
	指導力 責任の範囲を示した上で仕事を任せ、部下の主体的な取組を引き出しているか	5点
仕事への 意欲・態度	責任感 自らの役割を認識し、強い当事者意識を持って行動しているか	5点
	積極性 目標の達成に向けて、意識的に業務に取り組んでいるか	5点
	規律性 自ら高い倫理観を持って法令や職場のルールを遵守するとともに、日頃から公正を重んじた行動をとっているか	5点

【1～2級職員】

評価項目	求められる行動(着眼点)	評価点(満点)
お客様志向	適切な接遇、電話対応を行っているか	5点
	お客様を待たせない迅速な事務処理を行っているか	5点
日常業務の 遂行力	知識 担当業務に必要な知識や情報を修得し、日々の業務に活用しているか	5点
	理解力 上司、関係者の話の意図や資料の要点を正確に理解しているか	5点
	判断力 上司に対し、報告、連絡、相談をタイミングよく適切に行っているか	5点
	計画力 担当業務を期限どおりに進めるために、必要な段取りをつけているか	5点
	執行力 与えられた業務を正確に処理しているか	5点
	説明力 自分の考え方を文章や口頭で分かりやすく表現しているか	5点
仕事への 意欲・態度	責任感 与えられた業務は、最後まで責任を持って遂行しているか	5点
	積極性 目標の達成に向けて、意識的に業務に取り組んでいるか	5点
	協調性 周囲に対して進んで協力しチームワークの向上に努めているか	5点
	倫理観・規律性 公務員としての立場を常に自覚し、厳しく自己管理を行うとともに、法令や職場のルール、上司の指示・命令など、日常の職務規律を遵守して仕事に取り組んでいるか	10点

平成21年12月17日
第14回日本年金機構設立委員会において公表

日本年金機構設立委員会委員長談話

- 日本年金機構設立委員会は、平成20年11月12日の第1回委員会以来、本日までに14回の委員会及び10回の懇談会を開催するなど、精力的に審議を重ねてきた。

この結果、機構職員の労働条件及び採用基準を決定し、その基準に基づく累計22,713名（正規職員10,800名、有期雇用職員11,913名）の職員採用を決定したほか、業務方法書、制裁規程等の諸規程について厚生労働大臣に認可申請を行うなど、日本年金機構法が予定する設立委員の任務を全うすることができた。

- 日本年金機構の設立準備に関する今後の事務は、理事長予定者に引き継がれることになる。

残された時間は極めて限られているが、社会保険庁等の関係者は、理事長予定者の指示を仰ぎながら、平成22年1月1日の機構設立が混乱なく円滑に行われるよう、準備に万全を期してもらいたい。

- もとより日本年金機構の設立目的は、公的年金制度の運営体制を再構築し、失われた国民の信頼を回復することである。

年金業務・社会保険庁監視等委員会、年金業務・組織再生会議及び本委員会における審議等に基づき、正確な年金給付、組織ガバナンスの確立、有為の人材登用、お客様に対するサービス改善、業務効率化等に向けた様々な取組みの制度設計が行われているが、これらの取組みが真に機能するか否かは、機構発足後における不断の努力にかかっている。機構の役職員一同が高い使命感と改革意欲を常に保持し、業務に邁進することを強く期待してやまない。

なお、日本年金機構においては、民間労働法制が完全に適用されることになるが、労使共に、お客様本位の良質なサービス提供こそが共通の存立基盤であることを認識し、健全な労使関係の構築に努めることを望む。

- 本委員会での議論にもあったが、日本年金機構が期待される役割を果たしていくためには、厚生労働省の全面的な支援と協力が必要であることは言うまでもない。

今後、厚生労働省が、年金制度の改善企画とその実施面への責務を果たすこと及び機構運営に関する理事長の主体性を尊重することを期

待する。

特に、日本年金機構設立当初の最重要課題である年金記録問題への対応に関して国民の皆様への期待に応えるためには、厚生労働省が、機構と緊密な連携を図りつつ、必要な法令・制度の改正と人員・予算の確保に尽力することが必要である。

- また、年金制度の一番の当事者である国民の皆様におかれては、機構運営に対する監視とともに、大切な自分の財産である年金記録について、まずは自らチェックするなど、財産を自分で守る意識を高めていただき、ねんきん特別便・定期便等を活用し、少しでも疑問があれば遠慮なく機構に問い合わせさせていただきたい。

これらに対応するため、機構としては窓口相談体制を充実するほか、市町村等との連携にも積極的に取り組まれない。

- 最後に、審議にご協力いただいた設立委員の皆様、採用業務に関しご尽力いただいた職員採用審査会委員の皆様、さらには、採用面接にご協力いただいた多数の民間出身者の皆様に対して、心からの御礼を申し上げます次第である。

平成21年12月17日

日本年金機構設立委員会委員長 奥田 碩



日本年金機構 ～お客様へのお約束10か条～

平成21年12月17日
第14回日本年金機構設立委員会提出資料

- ◆日本年金機構（私たち）の使命は、お客様である国民の皆様に、正しく確実に年金をお支払いすることです
- ◆私たちは、お客様にとって、身近で信頼される組織を目指します
- ◆そのために私たちが大切にすること
 - お客様の立場に立ち、誠意をもって対応します
 - 正しく確実に業務を行います

～私たちはお約束します～

【お客様の立場に立って】

1. わかりやすい言葉で、ていねいにご説明します。
2. 年金のご相談には、お客様にとってプラスとなる「もう一言」を心がけます。
3. 電話は3コール以内に出ます。
4. 来所相談や電話によるお問い合わせには迅速にお答えします。その場でお答えできない場合には、速やかに確認の上、2日以内に確認の状況をご連絡します。
5. ご相談で来所されたときのお待たせ時間は30分以内とすることを目指します。混雑時でも、お待たせ時間の短縮に努めるとともに、待ち時間の目安を表示します。
6. お知らせ文書や、届出・申請書類は、できるだけわかりやすく、読みやすくします。
7. お客様のご意見・ご要望を、積極的にサービス改善につなげていきます。

【正しく確実に】

8. 迅速な対応により、正しく確実に、できるだけ早く年金をお届けします。
 9. お誕生月の「ねんきん定期便」の送付をはじめ、お客様への年金情報提供サービスを充実します。
 10. お客様の情報はしっかり管理し、その利用に際しては細心の注意を払います。
- 以上のお約束について守れたかどうか、毎年の実績をご報告します。

もちろん、今、もっとも大切なことは一日も早く、年金記録問題を解決することです。その解決に向けて、全力投球していきます。

～ お客様へのお願い ～

正確な年金記録の管理のためには、皆様のご協力が必要です。「ねんきん定期便」でご自身の記録の確認をお願いします。もし、事実と違うことや、気になることがございましたら、ご連絡ください。

お問い合わせには誠実に対応いたします。

◆ まずは、お気軽に電話してください。

○全国統一「ねんきんダイヤル」で受け付けています。

【ねんきん定期便専用ダイヤル】

0570-058-555 月～金曜日 午前9時～午後8時まで
IP電話・PHSからは 03-6700-1144 第2土曜日 午前9時～午後5時まで

【一般的な年金相談ダイヤル】

0570-05-1165 月曜日 午前8時30分～午後7時まで
IP電話・PHSからは 03-6700-1165 火～金曜日 午前8時30分～午後5時15分まで
第2土曜日 午前9時30分～午後4時まで

◆ ご相談の窓口は、全国にございます。

○ご相談は、全国312ヶ所の年金事務所及び51ヶ所の年金相談センターで受け付けています。

- 月曜日 午前8時30分～午後7時まで
- 火～金曜日 午前8時30分～午後5時15分まで
- 第2土曜日 午前9時30分～午後4時まで

○最寄りの年金事務所等の所在地は、日本年金機構のホームページからご確認いただけます。 <http://www.nenkin.go.jp/>

◆ 年金記録は、インターネットでもご確認できます。

○あらかじめユーザーID・パスワードを取得いただければ、インターネットでいつでも年金記録がご覧いただけます。

日本年金機構のホームページ



<http://www.nenkin.go.jp/>

平成21年12月10日
(照会先)
社会保険庁総務部
日本年金機構設立準備事務局
電話 03-5253-1111 (代表)
管理官 西辻 (内線 3537)

日本年金機構の副理事長となるべき者及び
理事となるべき者の指名について

日本年金機構の理事長となるべき者(紀陸 孝)は、副理事長となるべき者及び理事となるべき者として、日本年金機構法附則第4条第2項の規定に基づき、本日付で下記の者を指名いたしました。

記

- | | |
|---------------|-------|
| 1. 副理事長となるべき者 | 薄井 康紀 |
| 2. 理事となるべき者 | |
| (人事・会計部門担当) | 坂巻 謙一 |
| (事業企画部門担当) | 矢崎 剛 |
| (事業管理部門担当) | 石塚 栄 |
| (全国一括業務部門担当) | 中野 寛 |
| (南関東ブロック本部担当) | 十菱 龍 |
| (近畿ブロック本部担当) | 藤田 厚 |
| (非常勤) | 青山 周 |
| (非常勤) | 磯村 元史 |
| (非常勤) | 加藤 丈夫 |
| (非常勤) | 三木 雄信 |

※ このほかに、平成21年5月29日に、理事となるべき者(システム部門担当)として、喜入 博を指名している。

【参考1】 役員予定者名簿

理事長	紀陸 孝（民間）
副理事長	薄井 康紀
理事（人事・会計部門担当）	坂巻 謙一（民間）
理事（事業企画部門担当）	矢崎 剛
理事（事業管理部門担当）	石塚 栄
理事（システム部門担当）	喜入 博（民間）
理事（全国一括業務部門担当）	中野 寛
理事（南関東ブロック本部担当）	十菱 龍
理事（近畿ブロック本部担当）	藤田 厚（民間）
理事（非常勤）	青山 周（民間）
理事（非常勤）	磯村 元史（民間）
理事（非常勤）	加藤 丈夫（民間）
理事（非常勤）	三木 雄信（民間）
監事	今後大臣が指名（民間）
監事（非常勤）	今後大臣が指名（民間）

【参考2】 これまでに指名された役員予定者の略歴

理事長予定者

- ^{きりく たかし} 紀陸 孝 昭和21年生
昭和44年 慶應義塾大学法学部卒
昭和46年 日本NCR株式会社入社
平成18年 社団法人日本経済団体連合会専務理事
平成20年 東京経営者協会専務理事
平成21年 東京経営者協会顧問（現在に至る）
※ 平成21年2月に理事長となるべき者に指名
日本年金機構設立委員（平成21年～）

副理事長予定者

- ^{うすい やすのり} 薄井 康紀 昭和28年生
昭和51年 東京大学法学部卒
昭和51年 厚生省入省
平成18年 厚生労働省政策統括官（社会保障担当）
平成20年 社会保険庁総務部長（日本年金機構設立準備事務局長）
（現在に至る）

理事予定者

- ^{さかまき けんいち} 坂巻 謙一 昭和25年生
昭和49年 千葉大学人文学部卒
昭和49年 株式会社千葉銀行入行
平成13年 同社 審査二部部長
平成16年 ちばぎんアカウンティングサービス株式会社常務取締役
（現在に至る）
- ^{やざき つよし} 矢崎 剛 昭和32年生
昭和55年 東京大学経済学部卒
昭和55年 厚生省入省
平成19年 厚生労働省大臣官房会計課長
平成20年 社会保険庁東京社会保険事務局長（現在に至る）

- いしづか さかえ
石塚 栄 昭和 31 年生
昭和 54 年 京都大学経済学部卒
昭和 54 年 厚生省入省
平成 19 年 厚生労働省関東信越厚生局健康福祉部長
平成 20 年 社会保険庁社会保険大学校長（日本年金機構設立準備事務局副事務局長）（現在に至る）
- きいれ ひろし
喜入 博 昭和 20 年生
昭和 44 年 東京都立大学理学部卒
昭和 44 年 日本ユニバック株式会社（現：日本ユニシス株式会社）
入社
平成 9 年 同社 監査室長
平成 14 年 KPMG ビジネスアシュアランス株式会社顧問
（～平成 21 年）
平成 15 年 金融庁 C I O 補佐官（現在に至る）
平成 21 年 総務省行政管理局技術顧問（現在に至る）
※ 平成 21 年 5 月に理事となるべき者に指名
- なかの ひろし
中野 寛 昭和 30 年生
昭和 54 年 東京大学法学部卒
昭和 54 年 厚生省入省
平成 18 年 社会保険庁総務部総務課長
平成 19 年 社会保険庁社会保険業務センター所長（現在に至る）
- じゅうびし りゅう
十菱 龍 昭和 29 年生
昭和 52 年 東京大学法学部卒
昭和 52 年 厚生省入省
平成 17 年 年金資金運用基金（現：年金積立金管理運用独立行政法人）理事
平成 20 年 厚生労働省東北厚生局長（現在に至る）
- ふじた あつし
藤田 厚 昭和 22 年生
昭和 44 年 慶應義塾大学法学部卒
昭和 44 年 株式会社日立製作所入社
平成 8 年 同社 産業機器営業本部販売企画部長
平成 11 年 日本コロムビア株式会社理事 情報システム営業本部長
平成 13 年 松田産業株式会社（現：松田・南信株式会社）常務取締役
平成 21 年 松田・南信株式会社非常勤顧問退職

- ^{あおやま}青山 ^{まこと}周 昭和 15 年生
 昭和 39 年 司法試験合格
 昭和 40 年 東京大学法学部卒
 昭和 42 年 弁護士登録
 昭和 57 年 青山法律事務所開設（現在に至る）
- ^{いそむら}磯村 ^{もとし}元史 昭和 9 年生
 昭和 31 年 滋賀大学経済学部卒
 昭和 31 年 野村証券株式会社入社
 昭和 34 年 東洋信託銀行株式会社入社
 平成 3 年 同社 取締役副社長
 平成 5 年 洋伸不動産株式会社取締役社長
 平成 10 年 函館大学客員教授（現在に至る）
 ※ 年金業務・社会保険庁監視等委員会委員（平成 19 年～）
 日本年金機構設立委員（委員長代理）（平成 20 年～）
- ^{かとう}加藤 ^{たけお}丈夫 昭和 13 年生
 昭和 36 年 東京大学法学部卒
 昭和 36 年 富士電機製造株式会社（現：富士電機ホールディングス株式会社）入社
 平成 12 年 同社 取締役会長
 平成 16 年 同社 相談役
 平成 17 年 厚生年金基金連合会（現：企業年金連合会）理事長
 （～平成 20 年）
 平成 21 年 富士電機ホールディングス株式会社特別顧問
 （現在に至る）
- ^{みき}三木 ^{たけのぶ}雄信 昭和 47 年生
 平成 7 年 東京大学経済学部卒
 平成 7 年 三菱地所株式会社入社
 平成 10 年 ソフトバンク株式会社入社
 平成 12 年 同社 社長室長
 平成 18 年 ジャパン・フラッグシップ・プロジェクト株式会社
 代表取締役社長（現在に至る）

【参考3】 日本年金機構法（抄）

（役員）

第9条 機構に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事7人以内及び監事2人を置く。

2 機構に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事4人以内を置くことができる。

（役員の内命）

第13条 理事長及び監事は、厚生労働大臣が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が厚生労働大臣の認可を受けて任命する。

附則

（理事長等となるべき者の指名等）

第4条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に機構の理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長となるべき者は、厚生労働大臣の認可を受けて機構の副理事長となるべき者及び理事となるべき者を指名する。

3 前2項の規定により指名された理事長、副理事長、理事又は監事となるべき者は、機構の設立の時に於いて、第13条第1項及び第2項の規定により、それぞれ理事長、副理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

【参考4】 日本年金機構

○ 厚生労働大臣の監督の下で、廃止される社会保険庁が実施している厚生年金保険事業及び国民年金事業の業務運営を担う非公務員型の公法人。

○ 平成22年1月1日に設立予定。

紀陸理事長予定者コメント

平成21年12月10日

- ・ 本日、日本年金機構法の規定に基づき、厚生労働大臣の認可を受けて、機構の副理事長となるべき者1名及び理事となるべき者10名（うち4名は非常勤）を指名いたしました。
- ・ 5月に指名したシステム部門担当理事と併せて、これで理事全員の指名を終えたこととなりますが、来年1月1日の機構設立まで残すところ3週間であり、引き続き機構の円滑な立ち上げに全力を挙げなければなりません。
- ・ また、機構設立後も、年金記録問題への対応等多くの課題が待ち受けておりますが、機構が国民の皆さまのご期待に応えられる組織となり、年金に対する信頼の回復に大きな力を発揮できるよう、厚生労働大臣のご指導の下、役職員一丸となって取り組む所存ですので、国民の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。